

令和6年度

助成事業



公益社団法人

福島県トラック協会 業務部

〒960-0231 福島市飯坂町平野字若狭小屋 32

TEL : 024-558-7755 (音声ガイダンス1)

FAX : 024-558-7731

URL▶<http://fukutora.lat37n.com/>



令和6年度 各種助成事業一覧

区分	助成事業名	制度の概要	助成額等	限度額等	予算額	摘要
交通安全対策	1 運転経歴証明書	運転者の運転経歴証明書取得に対する助成	670円/人・年	1事業者 150人上限	7,705	
	2 適性診断	運転者適性診断(一般・初任・適齢)の受診料に対する助成	・一般診断 2,400円/人 ・初任診断 2,000円/人 ・適齢診断 2,000円/人	一人年1回	13,960	WEB申請
	3 睡眠時無呼吸症候群(SAS)検査	運転者の睡眠時無呼吸症候群のスクリーニング検査に要する経費(第一次検査、第二次検査)に対する助成	5,000円/人	一人年1回 1事業者50人まで	4,000	
	4 睡眠時無呼吸症候群精密検査(PSG)	SAS検査の結果、精密検査の対象となった者の検査費用に対する助成	20,000円/人	一人年1回	300	
	5 脳健診	運転者(40才以上)の健康管理のため、脳健診受診に対する助成	10,000円/人(上限)	1事業者 15名まで	2,500	
	6 ドライバー研修	安全運転研修施設にドライバー等を派遣する訓練経費(受講料)に対する助成	①全ト協主催の特別研修 Gマーク認定事業所 全額 その他 7割 ②全ト協主催の一般研修 全額	1会員 10名まで(①②合算)	2,000	
	7 EMS	EMS機器の導入に要した経費に対する助成	導入経費の1/2(上限40,000円)	1会員 15台上限	20,000	
	8 ドライブレコーダー	ドライブレコーダーの導入に要した経費に対する助成	導入経費の1/2 ①運行管理連携型 40,000円 (20,000円) ②標準型 20,000円 (20,000円) ③簡易型 10,000円 (10,000円) ※()書きの金額は、国の補助金を受けた場合	1会員 15台上限(①～③合算)	20,000	
	9 安全装置	後方・側方視野確認支援装置、側方衝突監視警報装置、呼吸吹込み式アルコールインターロック装置、IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器及びトルクレンチの導入に要した経費に対する助成	①後方視野確認支援装置 40,000円/台 ②側方視野確認支援装置 40,000円/台 ※後方及び側方視野確認支援装置の同時導入の場合は50,000円/台 ③側方衝突監視警報装置 120,000円/台 ④呼吸吹込み式アルコールインターロック装置 40,000円/台 ⑤IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器 40,000円/台 ⑥トルクレンチ 70,000円/台	1会員 15台上限(①～⑤合算) トルクレンチは車両総重量6t以上の事業用トラックを管理する事業所に1台上限	16,500	側方衝突監視警報装置追加
	10 フォークリフト技能講習	陸上防の行うフォークリフト運転技能講習の受講経費に対する助成	4,000円/人		400	
	11 準中型・中型・大型免許等	従業員に準中型、中型免許、大型免許、けん引免許を指定教習所で取得させた費用に対する助成	・準中型免許 40,000円/人 ・中型免許(二種は除く) 75,000円/人 ・大型免許(二種は除く) 150,000円/人 ・けん引免許 50,000円/人 ・準中型免許限定解除 20,000円/人 ・中型免許限定解除 30,000円/人	1会員 50万円上限	20,000	
	12 健康診断	運転者の健康診断に対する助成	①定期健康診断又は雇入れ時健康診断(運転者として雇入れた場合) 1,500円/人 ②特定業務従事者(深夜業)健康診断 1,500円/人	1事業者 車両台数×1.4上限 (申請回数は運転者1人につき、①・②それぞれ1回ずつ)	14,000	雇入れ時健康診断(運転者として雇入れた場合)追加
	13 血圧計	中小企業事業者が全自動血圧計の導入に要した経費に対する助成	上限70,000円/台	1会員 2台上限	700	
	14 女性用休憩施設等	女性及び高齢の従業員用の休憩室、トイレ等の増改築経費に対する助成	工事経費の1/2(上限300,000円)	1会員 1施設まで	1,500	
交通公害対策	15 アイドリングストップ支援機器	アイドリングストップ支援機器の導入に要した経費に対する助成	①電気式の毛布・マット 15,000円/枚 ②エア・温水式ヒーター 60,000円/台 ③蓄冷式クーラー(デンソー、日野、三菱、U D製) 50,000円/台、車載バッテリー式冷蔵庫 60,000円/台	①電気式の毛布・マット 30枚上限 ②エア・温水式ヒーター 3台上限 ③蓄冷式クーラー・車載バッテリー式冷蔵庫 3台上限	5,500	
	16 ポスト新長期	ポスト新長期規制適合車の導入に要した経費に対する助成	①小型 新車 20,000円 ②中型 新車 40,000円 ③大型 新車 60,000円	1会員 15台上限(①～③合算)	23,000	予算額15,000千円
	17 環境対応車	環境対応車(天然ガス、ハイブリッド、電気、燃料電池トラック)の導入に要した経費に対する助成	対象車両ごとの助成額(全ト協・県ト協)など、詳細は要領を参照のこと	1会員 5台上限		予算額8,000千円
	18 エコタイヤ	エコタイヤの導入に要した経費に対する助成	2,000円/本 車両数×2/3×12本上限	1会員 300本上限	40,000	福島県から20,000千円の補助
研修・調査	19 中小企業大学校	中小企業大学校の対象講座を受講した場合の受講料に対する助成	受講料の2/3相当額		190	
	20 グリーン経営認証	グリーン経営認証を取得又は更新した際の費用に対する助成	新規取得 100,000円 更新 50,000円	1事業者 1回/年 (支店、営業所の数にかかわらず年度内で1事業者につき取得・更新のどちらか1回)	1,500	
基金運営	21 近代化基金利子補給	設備資金、環境対応車・省エネ機器導入資金、ポスト新長期等規制適合車導入資金の借入に対する利子補給	設備資金 利率0.5% 環境対応車・省エネ機器導入 利率0.5% ポスト新長期等規制適合車導入 利率0.5%	設備資金 1会員3千5百万円 環境対応車・省エネ機器導入資金 1会員7千万円 ポスト新長期等規制適合車導入資金 1会員3千5百万円	2,130	「限度額等」欄の額は、融資限度額
	22 信用保証料(一般保証)	信用保証協会の信用保証料(一般の保証)に対する助成	信用保証料の額が 50,000円まで 全額 50,000円～ 50,000円に50,000円を超えた額の1/2を加えた額	年度内 100,000円上限	1,500	
	23 信用保証料(セーフティネット保証)	信用保証協会の信用保証料(県制度資金等の保証料)に対する助成	信用保証料の額が 100,000円まで 全額 100,000円～ 100,000円に100,000円を超えた額の1/2を加えた額	年度内 200,000円上限 ※「災害関係保証」又は「東日本大震災復興緊急融資」の場合は400,000円上限	4,000	
	24 利子(セーフティネット保証)	県ト協の信用保証料助成を受けたものに対する借入利子の助成	0.8%(3年間) ※借入(支払)利率が0.8%を下回る場合は借入(支払)利率と同率		7,000	
適正化	25 運行管理者講習	運行管理者講習(一般、基礎)の受講料に対する助成	一般講習 1,500円/人・年 基礎講習 5,000円/人・年	一般講習は選任管理者のみ 基礎講習は車両台数の10%を上限	3,500	WEB申請
計					211,885	

【各種助成事業申請にあたっての留意事項】

- 1 本冊子は令和6年度各種助成事業要領を中心に掲載しております。
申請書様式、対象機器等につきましては、掲載しておりませんので、
各自で福島県トラック協会（以下、協会という。）ホームページより
ご確認の上、適宜ダウンロードしてください。
- 2 令和6年度より一部の助成事業で、申請書等の代表者押印を廃止しております。詳細につきましては、別紙にてご確認ください。
- 3 環境対応車導入助成事業につきましては、事前申請（購入前）となりますので、導入前に協会にご連絡ください（別途申請書を送付します）。
- 4 適性診断受診助成事業・運行管理者講習受講助成事業につきましては、電子(WEB)申請となります。助成を受けるために必要となる助成票は協会ホームページより申請の上、各自で印刷してください。
- 5 各種助成金の振込につきましては、一部の助成事業を除き7月以降順次行う予定となっております。
- 6 各種助成事業の進捗状況は、協会ホームページにて公表いたしますので適宜ご確認ください。
- 7 会社内での経理処理や申請に関する協会からの問い合わせに備え、申請書等の写しは各自で必ず保管してください。

◎問い合わせ及び申請書提出先

公益社団法人福島県トラック協会 業務部

〒960-0231 福島市飯坂町平野字若狭小屋32

TEL：024-558-7755（音声ガイダンス1）

FAX：024-558-7731

ホームページ：<http://fukutora.lat37n.com/>



令和6年4月1日

会員各位

(公社) 福島県トラック協会

助成事業の申請等における代表者押印の一部廃止のお知らせ

平素は当協会の事業運営に格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

当協会では、会員事業者の助成事業申請の手続における負担軽減を図ることを目的とし、令和6年4月1日から協会へ提出する申請書等への押印を一部廃止することとしたのでお知らせいたします。

記

1 押印の廃止について

- (1) 代表者の押印を廃止する申請書等：16件
- (2) 代表者の押印を廃止する申請書等は「別紙一覧表」をご確認ください。押印を廃止するのは申請書等であり、申請書等と併せて提出する書類(誓約書や外部発行の証明書等)の押印は廃止しません。
- (3) 押印を廃止する申請書等には真正性を担保するため、「事務担当者」の氏名及び連絡先を明記してください。

2 押印廃止を検討する申請書等について

- (1) 代表者の押印廃止を検討する申請書等：9件
- (2) 国、県の法令・条例等及び全日本トラック協会との事務対応で押印が必要であるものは現時点では廃止対象外ですが、引き続き廃止を検討していきます。

3 その他

押印を廃止した申請書等の作成について、ご不明な点がございましたら、業務部までお問い合わせください。

以上

担当：業務部 佐川・杉田

TEL：024-558-7755

(音声ガイダンス後1番)

令和6年度より代表者の押印を廃止する申請書等の一覧表

令和6年4月1日時点

区分	助成事業名	押印を廃止する様式
交通安全対策	1 運転経歴証明書	令和6年度運転経歴証明書取得助成事前申請書
	2 適性診断	①2024年度運転適性診断受診助成票 ②令和6年度適性診断「貸出機器」利用事前申請書
	3 睡眠時無呼吸症候群精密検査（PSG）	令和6年度トラック運転者の睡眠時無呼吸症候群精密検査（PSG）受診助成金交付申請書
	4 脳健診	令和6年度トラック運転者の健康診断（脳健診）受診助成金交付申請書
	5 EMS	様式1 令和6年度EMS・ドライブレコーダー機器導入助成事業実施報告書（助成金申請書）
	6 ドライブレコーダー	様式1 令和6年度EMS・ドライブレコーダー機器導入助成事業実施報告書（助成金申請書）
	7 フォークリフト技能講習	令和6年度フォークリフト運転技能講習受講助成金交付申請書
	8 準中型・中型・大型免許等	令和6年度準中型・中型・大型免許等取得助成金交付申請書
	9 健康診断	令和6年度トラック運転者の健康診断受診助成金交付申請書
	10 女性用休憩施設等	①様式1 令和6年度女性用休憩施設等整備助成事業（事前）申請書 ②様式3 令和6年度女性用休憩施設等整備助成事業実績報告書
交通公害対策	11 ポスト新長期	様式1 令和6年度 ポスト新長期等規制適合車導入助成金交付申請書
	12 エコタイヤ	様式1 令和6年度エコタイヤ導入助成（福島県エコタイヤ導入推進事業補助金）申請書
研修・調査	13 グリーン経営認証	令和6年度グリーン経営認証取得・更新助成事業申請書
基金運営	14 信用保証料（一般保証）	①令和6年度 信用保証料助成申請書 ②福島県信用保証協会保証料助成金返還書
	15 利子（セーフティネット保証）	令和6年度セーフティネット保証等融資にかかる利子助成申請書
適正化	16 運行管理者講習	2024年度運行管理者講習受講助成票

以上16件

【目 次】

(ページ)

1	トラック運転者の運転経歴証明書取得助成事業	1
2	トラック運転者の適性診断（一般・初任・適齢）受診助成事業	2
3	睡眠時無呼吸症候群（S A S）検査受診助成事業	6
4	睡眠時無呼吸症候群精密検査（P S G）受診助成事業	8
5	トラック運転者の健康診断（脳健診）受診助成事業	9
6	ドライバー等安全教育訓練受講助成事業	12
7	E M S 機器導入助成事業	16
8	ドライブレコーダー機器導入助成事業	18
9	安全装置等導入促進事業	20
10	フォークリフト運転技能講習受講助成事業	23
11	準中型・中型・大型免許等取得助成事業	24
12	トラック運転者の健康診断受診助成事業	26
13	血圧計導入助成事業	27
14	女性用休憩施設等整備助成事業	28
15	アイドリングストップ支援機器導入助成事業	30
16	ポスト新長期等規制適合車導入助成事業	32
17	環境対応車導入促進助成事業	33
18	エコタイヤ導入助成事業	36
19	中小企業大学校受講助成事業	38
20	グリーン経営認証取得・更新助成事業	39
21	近代化基金融資	40
22	信用保証料（一般保証）助成事業	45
23	信用保証料（セーフティネット保証）助成事業	46
24	セーフティネット保証等融資にかかる利子助成事業	48
25	運行管理者講習（一般・基礎）受講助成事業	49

令和6年度 トラック運転者の運転経歴証明書取得助成事業要領

令和6年4月1日
公益社団法人福島県トラック協会

1 助成の目的

この助成金は、トラック運転者（以下「運転者」という。）の運転経歴に係る証明書取得を促進することによって、公益社団法人福島県トラック協会（以下「協会」という。）の普通会员及び賛助会員（以下「会員」という。）又は協会未加入者（以下「非会員」という。）が行う運転者の安全管理・安全教育等に役立てることを目的とする。

2 助成対象者

- (1) 会員で、会費の未納が無いもの（ただし、新規普通会员の場合は、入会后6カ月以上経過し、会費の未納が無いもの）。
- (2) 非会員はGマーク認定事業所であること。

3 助成の対象となる証明書

会員又は非会員の県内事業所（支店・営業所を含む）に勤務する運転者が取得する「無事故・無違反証明書」又は「運転記録証明書」で、交付日が令和6年4月1日（ただし、新規会員の場合は入会日）から令和7年2月28日までのもの。

4 助成件数

- (1) 会員は、車両保有台数（令和6年度協会名簿台数とする。ただし、新規普通会员の場合は入会時の台数とする。）と同数まで（150件を上限）。
- (2) 非会員は、令和6年4月1日現在の車両保有台数と同数まで（150件を上限）。

5 助成金額

1件につき670円（運転者1人につき年1件まで）。

6 申請期間

令和6年4月1日から令和7年2月28日。

なお、協会への事前申請は2月21日までとし、自動車安全運転センターへの申請は2月25日到着分までとする。ただし、予算額に達した場合、その時点で終了とする。

7 予算額 7,705,000円

8 助成金の申請手続

- (1) 別紙「運転経歴証明書取得助成事前申請書」（以下「事前申請書」という。）を、協会宛てに郵便等又はFAXにより提出する。この際、非会員は令和6年4月1日現在の車両保有台数を確認できる公的書類を添付する。
- (2) 協会の受付印が押印された事前申請書を受領後、当該事前申請書を添えて自動車安全運転センターに申込みをする。

9 注意事項

次の場合は、助成の対象とならないので注意すること。

- (1) 協会の受付印がない事前申請書又は申請件数・金額を訂正した事前申請書で自動車安全運転センターに申込みした場合
- (2) 自動車安全運転センターへ申請手数料を既に支払っている場合

令和6年度トラック運転者の適性診断（一般・初任・適齢）受診

助成事業要領

令和6年4月1日

公益社団法人福島県トラック協会

1 助成の目的

この助成金は、公益社団法人福島県トラック協会（以下「協会」という。）の普通会员及び賛助会員（以下「会員」という。）又は協会未加入事業者（以下「非会員」という。）のトラック運転者（以下「運転者」という。）が、指定機関又は協会支部（以下「支部」という。）の行う運転者適性診断（一般・初任・適齢）（以下「診断」という。）を受診した場合、受診料の一部を助成することによって運転者の管理・運営・教育等を通して交通事故防止を図ることを目的とする。

2 助成対象者

(1) 一般診断

会員

(2) 初任診断及び適齢診断

ア 会員

イ 非会員 Gマーク認定事業所であること

3 助成の対象となる診断・助成金額

令和6年4月1日（ただし、新規会員は入会日）から令和7年2月28日までの間に指定機関で受診した診断とし、運転者1人につき、いずれか年1回までとする。

	助成対象	助成金額
一般診断	福島県内事業所に従事している運転者が受診する一般診断	2,400円
初任診断	福島県内事業所に従事している運転者が受診する初任診断で、カウンセリングを令和7年2月28日までに受けたもの ※ 雇用前（予定者を含む）の運転者は対象としない。	2,000円
適齢診断	福島県内事業所に従事している65歳以上の運転者が受診する適齢診断で、カウンセリングを令和7年2月28日までに受けたもの	2,000円

4 指定機関

- | | |
|-------------------------|-----------------|
| (1) 自動車事故対策機構福島支所 | 電話 024-522-6626 |
| (2) 富久山自動車教習所 附属交通安全研究所 | 電話 024-955-6131 |
| (3) 平中央自動車学校 | 電話 0246-26-3429 |
| (4) タイヘイドライバースクール | 電話 0246-23-3411 |
| (5) 南湖自動車学校 | 電話 0248-22-1177 |
| (6) 有限会社小林物流 | 電話 0248-73-2256 |
| (7) 本宮自動車学校 | 電話 0243-48-2218 |
| (8) 扇町自動車学校 | 電話 0242-22-3759 |

5 申請期間

令和6年4月1日から令和7年2月28日。

ただし、予算額に達した場合、その時点で終了とする。

6 予算額

13,960,000円

7 助成金の申請手続

「通常方式」、「自社ナスバ方式」、「貸出機器方式」のいずれも電子申請とする。協会ホームページより申請申込を行い、運転適性診断受診助成票（以下「助成票」という。）を印刷する。

(1) 通常方式

指定機関又は支部に事前予約後、電子申請を行い、適性診断を受診する際に助成票を指定機関又は支部に提出すること。

(2) 自社ナスバ方式

自動車事故対策機構福島支所（以下「事故対」という。）の「ナスバネット方式」を導入し、利用する場合

ア 事前に協会との「覚書」を交わすこと、また、該当覚書を事故対へ提示することを条件とする。

イ 助成票及び受診者名簿を利用月の翌月5日までに事故対に提出すること。

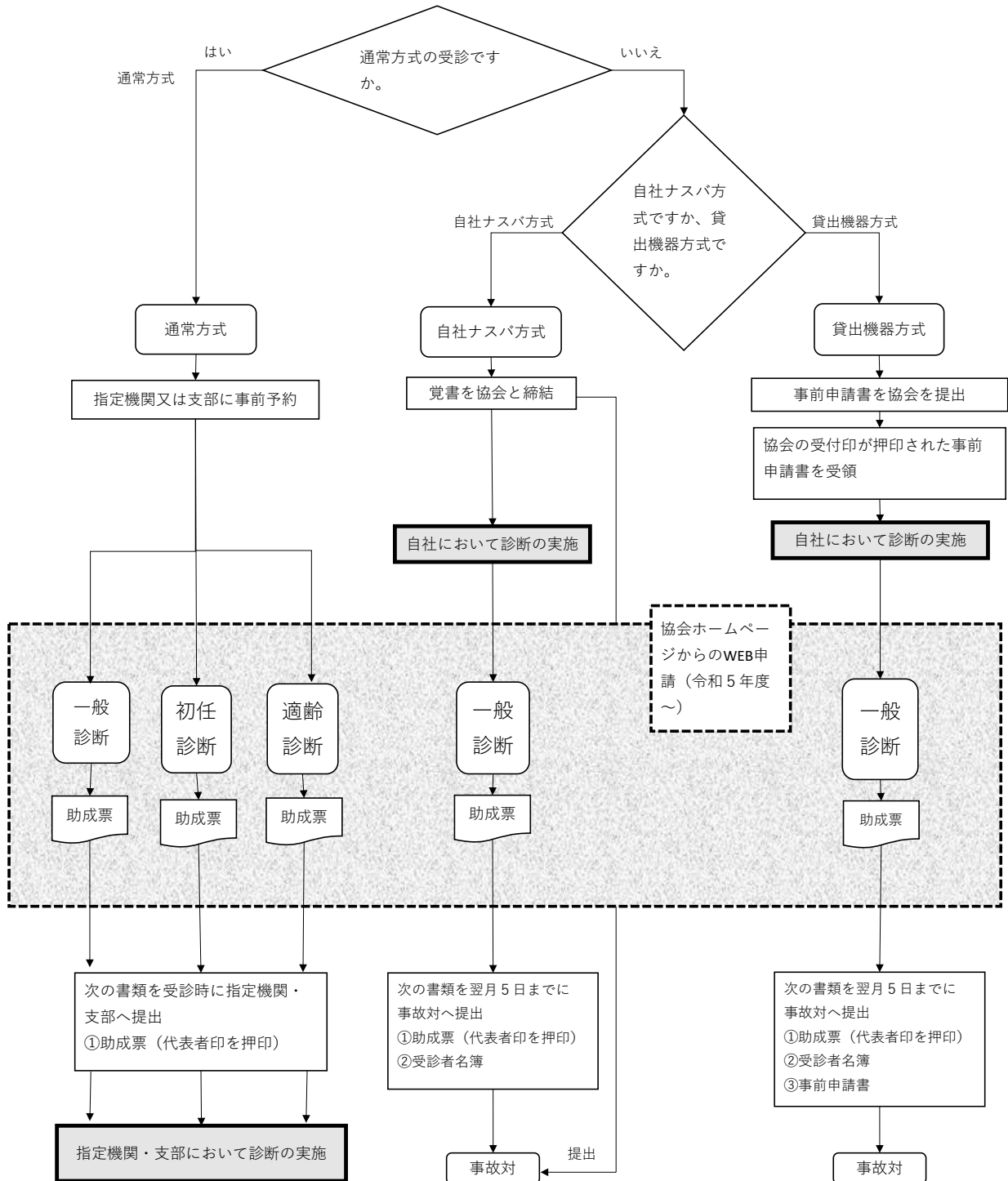
(3) 貸出機器方式

事故対の「貸出機器」を利用する場合

ア 別紙「令和6年度適性診断「貸出機器」利用事前申請書」（以下「事前申請書」という。）を協会宛に郵送又はFAXにより提出すること。

イ 協会の受付印が押印された事前申請書を受領後、当該事前申請書と助成票及び受診者名簿を利用月の翌月5日までに事故対に提出すること。

適性診断申請フロー図



運転適性診断受診 助成票マニュアル

令和5年度より電子申請となります。要領を読んでから、下記手順で申請して下さい。

① 福島県トラック協会HPの「助成金・補助事業」をクリックして下さい。

② 「適性診断の申請はこちら」

③ 希望する診断をクリックして下さい。
 ※ページデザイン、表記は一部変更となる場合があります。

④ 必須項目を全て入力（選択）して下さい。

⑤ チェックボックスにチェックを入れて下さい。

⑥ 「申し込みを確認」ボタンをクリックして下さい。

⑦ 確認ページが表示されます。申請内容に間違いがないか確認し、「申し込む」をクリックして下さい。

内容を変更する場合は「戻る」をクリックして下さい。

⑧ 「適性診断受診助成票をダウンロードする」をクリックして下さい。

印刷した助成票に間違いがあった場合は訂正印を押して修正して下さい。
 ただし、診断種類を間違えた場合は再申請となりますのでご注意ください。



⑨ ダウンロードした助成票をプリントアウトし、指定機関に提出して下さい。

令和6年度トラック運転者の睡眠時無呼吸症候群（SAS）

スクリーニング検査受診助成事業要領

令和6年4月1日

公益社団法人福島県トラック協会

1 助成の目的

この助成金は、公益社団法人福島県トラック協会（以下「協会」という。）の普通会员及び賛助会員（以下「会員」という。）又は協会未加入事業者（以下「非会員」という。）のトラック運転者（以下「運転者」という。）が睡眠時無呼吸症候群（以下「SAS」という。）スクリーニング検査を受診した場合に、その一部を助成し、SAS患者の早期発見と適切な治療及び治療中の運転者に対する点呼時の健康管理を通じて、労働災害事故防止に寄与することを目的とする。

2 助成対象者

- （1） 会員で、会費の未納が無いもの（ただし、新規普通会员の場合は、入会后6カ月以上経過し、会費の未納が無いもの）。
- （2） 非会員はGマーク認定事業所であること。

3 助成の対象となる検査

会員又は非会員の県内事業所（支店・営業所を含む）に勤務する運転者が受診するSASスクリーニング検査のうち、健康保険適用外である次に掲げる検査を令和6年4月1日（ただし、新規会員の場合は入会日）から令和7年2月28日までの間に受診した場合とする。

- （1） 第一次検査（簡易アンケートによるチェック、分析、判定）
- （2） 第二次検査（フローセンサ法やパルスオキシメトリ法等による簡易検査）

4 指定検査・医療機関

全ト協指定機関である次の3機関とする。

	住 所	電 話 番 号	F A X 番 号
NPO法人 睡眠健康研究所	〒156-0041 東京都世田谷区大原 2-15-15	03-5355-9941	03-5355-9956
NPO法人 ヘルスケアネット ワーク (東京オフィス)	〒101-0052 東京都千代田区神田小川町1丁目3番1号 NBF小川町ビルディング4階 (一社) 専門医ヘルスケアネットワーク事務局内	03-3295-1271	03-3295-1274
一般社団法人 運輸・交通SAS 対策支援センター	〒160-0004 東京都新宿区四谷3丁目2番5号 全日本トラック総合会館2階	03-3359-9010	03-3356-5454

5 助成件数

- （1） 会員は、車両保有台数（令和6年度協会名簿台数とする。ただし、新規普通会员の場合は入会時の台数とする。）と同数まで（50件を上限）。
- （2） 非会員は、令和6年4月1日現在の車両保有台数と同数まで（50件を上限）。

6 助成金額

第一次検査費用 1人 1,000円
第二次検査費用 1人 4,000円

第一次・二次検査費用の合計5,000円（運転者1人につき年1回）とする。
ただし、5,000円未満の場合はその額とする。

7 申請期間

- (1) 事前申込は原則として令和6年4月1日から令和6年12月25日までとする。
- (2) 実績報告書の提出は令和6年4月1日から令和7年2月28日までとする。
ただし、予算枠に達した場合、その時点で終了とする。

8 予算額 4,000,000円

9 助成金の申請手続

- (1) 事前に「スクリーニング検査事前申込書（様式1-1）」に受診者名簿を添付し協会宛に郵便等又は持参により提出すること。
- (2) 事前申込を提出した会員、非会員は、検査を受けようとする指定検査・医療機関に予約をし、「スクリーニング検査申込書兼委任状（様式1-2）」に記入し、正本を指定検査・医療機関に提出し、写しを会員、非会員が保管すること。
指定検査・医療機関及び会員、非会員は、個人情報保護法に基づき、当該申込書兼委任状の目的外利用及び紛失、流出などの無いよう充分注意すること。
- (3) 会員、非会員は、検査終了後、「スクリーニング検査実績報告書（様式1-3）」に必要な書類を添えて協会宛に郵便等または持参により提出すること。

10 検査結果等の報告

助成を受けた（受ける）会員、非会員は、スクリーニング検査（第1次検査及び第2次検査）受診後、その結果について、全ト協ホームページのSAS助成制度「回答ページ」（アンケート方式）により報告しなければならない。

- (1) スマートフォン等からご回答いただく場合
以下のQRコードを読み取り、お開きください。



- (2) PCからご回答いただく場合
全日本トラック協会HPをお開きの上、以下①～④の順にクリックしてお開きください。
 - ① ページ上部「**会員の皆様へ**」
 - ② ページ左部「**助成制度**」
 - ③ 「**トラック運転者の「睡眠時無呼吸症候群(SAS)」スクリーニング検査助成事業**」
 - ④ ページ上部「**SASスクリーニング検査助成制度アンケート回答ページ**」

11 注意事項

会員、非会員は予約した日より原則1ヶ月以内に検査を受けること。

令和6年度トラック運転者の睡眠時無呼吸症候群精密検査

(PSG) 受診助成事業要領

令和6年4月1日

公益社団法人福島県トラック協会

1 助成の目的

この助成金は、公益社団法人福島県トラック協会（以下「協会」という。）の普通会员及び賛助会員（以下「会員」という。）のトラック運転者（以下「運転者」という。）が睡眠時無呼吸症候群のスクリーニング検査（以下「SAS検査」という。）の結果、精密検査対象となった場合、睡眠ポリグラフィ検査（以下「PSG検査」という。）の受診を促進するためにその一部を助成し、もって運転者の健康管理を通じて労働災害事故防止に寄与することを目的とする。

2 助成対象者

会員で、会費の未納が無いもの（ただし、新規普通会员の場合は、入会后6カ月以上経過し、会費の未納が無いもの）。

3 助成の対象となる検査

会員の県内事業所（支店・営業所）に勤務する運転者がSAS検査の結果、精密検査対象となり、令和6年4月1日（ただし、新規会員の場合は入会日）から令和7年2月28日までに受けた保険診療のPSG検査（入院検査）とする。

ただし、SAS検査を「トラック運転者の睡眠時無呼吸症候群（SAS）スクリーニング検査受診助成事業要領」の4に掲げる指定検査・医療機関以外で受診した場合は受診結果の写しを添付すること。

5 助成金額

PSG検査（保険診療）費用 20,000円（運転者1人につき年1回まで）を上限とする。
ただし、20,000円未満の場合はその額とし、保険適用費用のみ対象とする。

6 申請期間

令和6年4月1日から令和7年2月28日。
ただし、予算額に達した場合、その時点で終了とする。

7 予算額 300,000円

8 助成金の申請手続

別紙の「トラック運転者の睡眠時無呼吸症候群精密検査（PSG）受診助成金交付申請書」に必要な書類を添えて協会宛てに郵便等又は持参により提出する。

9 注意事項

次の場合は、助成の対象とならないので注意すること。

- (1) 入院外の検査（携帯型、簡易検査等）
- (2) 食事代・部屋代等の保険適用外の費用
- (3) 検査結果後の在宅医療に係る費用

令和6年度トラック運転者の健康診断（脳健診）受診助成事業要領

令和6年4月1日
公益社団法人福島県トラック協会

1 助成の目的

この助成金は、トラック運転者（以下「運転者」という。）の脳健診の受診を促進することによって、公益社団法人福島県トラック協会（以下「協会」という。）の普通会员及び賛助会員（以下「会員」という。）又は協会未加入事業者（以下「非会員」という。）が行う運転者の健康管理と運転者の脳疾患に起因する事故の未然防止に資することを目的とする。

2 助成対象者

- (1) 会員で、会費の未納が無いもの（ただし、新規普通会员の場合は、入会后6カ月以上経過し、会費の未納が無いもの）。
- (2) 非会員は、Gマーク認定事業所であること。

3 助成の対象

助成の対象とする経費は、会員又は非会員の県内事業所（支店・営業所を含む）に勤務する40歳以上の運転者が受診した脳健診（脳ドック、脳MRI健診）のうち、「頭部MRI」と「頭部MRA」の検査に要した費用とし、次の(1)～(3)の条件を満たす検査とする。

- (1) 「頭部MRI」と「頭部MRA」のセット受診であること。
- (2) 令和6年4月1日（ただし、新規会員の場合は入会日）から令和7年2月28日までの間の検査であること。
- (3) 保険診療の「頭部MRI」「頭部MRA」検査でないこと。

4 助成件数

- (1) 会員は、車両保有台数（令和6年度協会名簿台数とする。ただし、新規普通会员の場合は入会時の台数とする。）と同数まで（15件を上限）。
- (2) 非会員は、令和6年4月1日現在の車両保有台数と同数まで（15件を上限）。

5 助成金額

受診者一人10,000円（運転者1人につき年1回まで）。
ただし、10,000円未満の場合はその額とする。

6 申請期間

令和6年4月1日から令和7年2月28日。
ただし、予算額に達した場合、その時点で終了とする。

7 予算額 2,500,000円

8 助成金の申請手続

別紙の「トラック運転者の健康診断（脳健診）受診助成金交付申請書」に必要な書類を添えて協会宛てに郵便等又は持参により提出する。この際、非会員は令和6年4月1日現在の車両保有台数を確認できる公的書類を添付する。

9 注意事項

次の場合は、助成の対象とならないので注意すること。

- (1) 保険診療の「頭部MRI」「頭部MRA」を受けた場合
- (2) 「頭部MRI」と「頭部MRA」のどちらか片方のみを受けた場合

(参考)

脳健診とは？

脳健診には、「脳ドック」や「脳MRI健診」があります。

●「脳ドック」

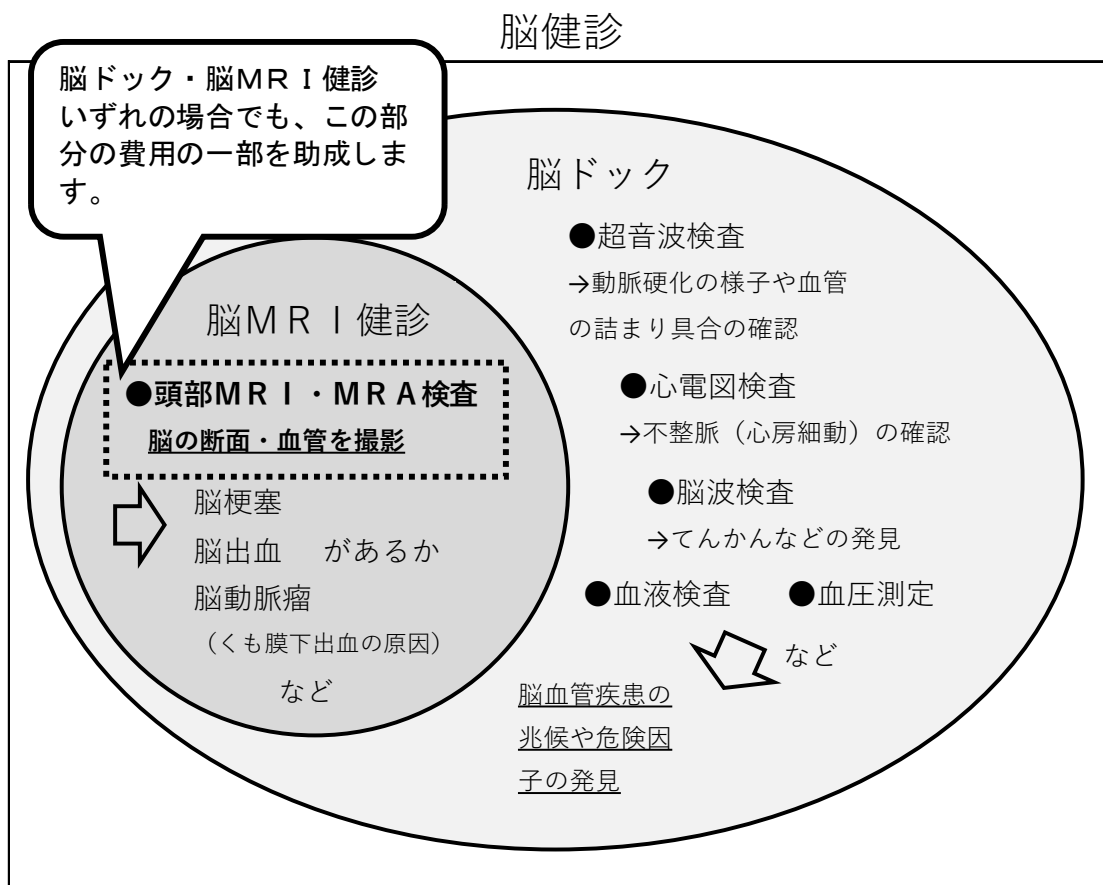
頭部MRI・MRA検査を中心に、各種検査を組み合わせ、脳梗塞、脳出血、脳動脈瘤の有無の他、脳血管疾患の兆候や危険因子を発見できます。

(参考：5～6万円程度※施設により異なります)

●「脳MRI健診」

頭部MRI・MRA検査のみを行う、簡易なスクリーニング検査で、比較的短時間・安価で、脳梗塞、脳出血、脳動脈瘤の有無が確認できます。

(参考：2万円程度※施設により異なります)



脳健診実施医療機関一覧

令和6年3月27日現在

	医療機関名	住所	電話番号
県北地区	医療法人慈栄会 野田循環器・消化器内科外科クリニック	福島市北矢野目字原田59-5	024-559-1133
	石橋脳神経外科クリニック	福島市栄町6-6 ユニツクスビル2階	024-523-0360
	一般財団法人 脳神経疾患研究所附属 南東北福島病院	福島市荒井北三丁目1番地の13	024-593-5100
	社会医療法人秀公会 あづま脳神経外科病院	福島市大森柳下16-1	024-546-3911
	一般財団法人大原記念財団 大原総合病院	福島市大町6-11	024-526-0300
	日本赤十字社 総合病院 福島赤十字病院	福島市入江町11-31	024-534-6101
	医療法人辰星会 枅記念病院	二本松市住吉100	0243-22-3100
	独立行政法人地域医療機能推進機構 二本松病院	二本松市成田町1丁目553	0243-23-1231
	公益財団法人仁泉会 北福島医療センター	伊達市箱崎東23-1	024-551-0551
	社会医療法人秀公会 あづま脳神経外科病院附属ほばらクリニック	伊達市保原町大泉小作逢15-1	024-574-2522
公立藤田病院組合 公立藤田総合病院	伊達郡国見町塚野目三本木14	024-585-2121	
県中地区	一般財団法人 脳神経疾患研究所附属総合南東北病院	郡山市八山田7丁目115	024-934-5322
	医療法人健脳会 さとう脳神経クリニック	郡山市富田町稲川原77	024-990-1770
	医療法人慈繁会 土屋病院	郡山市山崎76-1	024-932-5425
	医療法人 たるかわクリニック	郡山市御前南1丁目13	024-966-3311
	公益財団法人 星総合病院	郡山市向河原町159-1	024-983-5511
	一般財団法人 太田総合病院附属太田熱海病院	郡山市熱海町熱海5丁目240	024-984-0088
	一般財団法人 慈山会医学研究所附属 坪井病院	郡山市安積町長久保1丁目10-13	024-946-0808
	医療法人安積保養園 あさかホスピタル	郡山市安積町笹川経坦45	024-945-1701
	公益財団法人湯浅報恩会 寿泉堂クリニック	郡山市駅前1丁目5-7	024-939-4616
県南地区	公立岩瀬病院企業団 公立岩瀬病院	須賀川市北町20	0248-75-3111
	医療法人社団恵周会 白河病院	白河市六反山10-1	0248-23-2700
	福島県厚生農業協同組合連合会 白河厚生総合病院	白河市豊地上弥次郎2-1	0248-22-2211
	ニューロクリニック	西白河郡西郷村下前田東5-1	0248-24-4111
	公益財団法人 会田病院	西白河郡矢吹町本町216	0248-42-2121
	福島県厚生農業協同組合連合会 塙厚生病院	東白川郡塙町塙大町1-5	0247-43-1145
会津地区	一般財団法人竹田健康財団 山鹿クリニック	会津若松市本町1-1	0242-29-6611
	一般財団法人温知会 会津中央病院	会津若松市鶴賀町1-1	0242-25-1515
	あいづ脳神経内科クリニック	会津若松市町北町大字中沢字新田27-1	0242-23-9333
	福島県立南会津病院	南会津郡南会津町永田風下14-1	0241-62-7111
	福島県厚生農業協同組合連合会 坂下厚生総合病院	河沼都会津坂下町逆水50	0242-83-3511
相双地区	しいな脳神経外科クリニック	南相馬市原町区東町1-72-2	0244-23-1747
	医療法人伸裕会 渡辺病院	相馬郡新地町駒ヶ嶺原92	0244-63-2100
いわき地区	社団医療法人呉羽会 呉羽総合病院	いわき市錦町落合1-1	0246-63-2181
	公益財団法人ときわ会 常磐病院	いわき市常磐上湯長谷町上ノ台57番地	0246-81-5522
	いわき市医療センター	いわき市内郷御厩町久世原16	0246-26-3151
	タウンズクリニック	いわき市内郷御厩町久世原269	0246-45-2820
	公益財団法人ときわ会 磐城中央病院	いわき市小名浜南富岡字富士前41	0246-53-2267
	公益財団法人磐城済世会 松村総合病院	いわき市平小太郎町1-1	0246-23-2161
	医療法人社団心生会 織内医院	いわき市常磐関船町迎16	0246-44-1133
	医療法人社団正風会 石井脳神経外科・眼科病院	いわき市小名浜林城塚前3-1	0246-58-3121
	社団医療法人養生会 かしま病院	いわき市鹿島町下蔵持中沢目22-1	0246-58-8010

※ この一覧は「病院なび」に掲載されている医療機関になります。詳細につきましては各医療機関に直接ご確認ください。

令和6年度ドライバー等安全教育訓練受講助成事業要領

令和6年4月1日
公益社団法人福島県トラック協会

1 助成の目的

この助成金は、ドライバー等の安全教育訓練の受講を促進することによって、公益社団法人福島県トラック協会(以下「協会」という。)の普通会员及び賛助会員(以下「会員」という。)が行う運転者の安全意識向上及び運転者の運転技能向上に役立てることを目的とする。

2 助成対象者

(1) 会員で、会費の未納が無いもの(ただし、新規普通会员の場合は、入会后6カ月以上経過し、会費の未納が無いもの)。

3 助成の対象となる研修

次の(1)～(4)の条件を満たす研修とする。

- (1) 協会ホームページに掲載してある「研修一覧」に記載されているもの。
- (2) 県内事業所に勤務するドライバー又は安全運転管理者が受講するもので、ドライバーにあたっては「貨物実技コース」に限る。
- (3) 安全教育訓練施設に対し、会員が受講料を直接負担したもの。
- (4) 令和6年4月1日(ただし、新規会員の場合は入会日)から令和7年2月28日までに受講したもの。

4 助成件数

1 会員あたり10件を上限とする。

5 助成金額

- (1) 特別研修は、研修受講料の7割とする。ただしGマーク認定事業所は、研修受講料の全額とする。
- (2) 一般研修は研修受講料の全額とする。

6 申請期間

令和6年4月1日から令和7年2月28日。ただし、予算額に達した場合、その時点で終了とする。

7 予算額 2,000,000円

8 助成金の申請手続

別紙「利用上のご注意」「手続きの流れ(フロー)」「手続きの流れ(図)」のとおり。

利用上のご注意（福島県トラック協会）

1. 助成額

特別研修の場合は、別表 1 に定める額となります。
一般研修の場合は、全額助成となります。

2. 交付に係る要件

助成金の交付を受けられるのは、福島県トラック協会の会員事業者が、全ト協が指定する研修施設に、自社のトラックドライバー又は安全運転管理者等を派遣し、所定の研修を受講させた場合に限られます。

※上記に該当する場合であっても、福島県トラック協会の予算の制約や、研修ごとの定員の制約により、助成金の交付を受けられないことがあります。福島県トラック協会及び研修施設にそれぞれご確認ください。

3. 研修受講料の支払い

研修受講料は、受講開始日の 7 日前までに、各研修施設にお支払いください。
※一部受講後支払いの施設あり。

4. 研修受講後の提出書類

研修受講後の提出書類は、研修受講後 7 日以内に、福島県トラック協会にご提出ください。

5. 申込みの取下げ

予約した研修の申込みを取り下げる際は、福島県トラック協会及び研修施設にそれぞれご連絡ください。

なお、キャンセル料に関する条件（発生時期・金額等）は、各施設への申込時の合意内容によって異なりますので、予めご了承ください。また、キャンセル料について助成金の交付を受けることはできません。

6. 助成金の交付が受けられない場合

次のいずれかに該当する場合は、助成金の交付が受けられない（費用全額が自己負担となる）ことがありますので、ご注意ください。

- ① 正当な理由なく所定の研修を修了しなかった場合。
- ② 上記 4. の期日を過ぎても、研修終了後の必要書類を福島県トラック協会に提出しなかった場合。
- ③ その他研修又は手続において不適切な行為等があった場合。

7. お問い合わせ先

助成制度については福島県トラック協会に、研修の内容については研修施設にそれぞれお問い合わせください。

手続きの流れ（フロー）

※下記は標準的な手続きの流れを示したのですが、申請先の協会・研修施設によっては、手続きの内容が若干異なる場合があります。その場合は、申請先の指示に従っていただくようお願いいたします。

①都道府県トラック協会への事前確認



研修施設への予約の前に、ご所属の都道府県トラック協会にお問い合わせの上、助成金交付の可否・人数等についてご確認ください。
（※予算の残額によっては、助成金の交付が受けられない場合があります。）

②研修施設への研修予約申込み



研修施設に日程等をお問い合わせの上、研修の予約を行ってください。
研修施設から提出書類や手続きにつき指示があった場合は、それに従ってください。
また、受講開始日の7日前までに、受講料を納入してください。

③都道府県トラック協会への助成金交付申込み



上記2の研修の予約とは別個に、「助成申込書」（様式1）により、ご所属の都道府県トラック協会に助成金の交付をお申し込みください。
（※都道府県トラック協会は、研修施設に「助成申込書」を参考として転送します）

④研修受講



研修の全カリキュラムを修了してください。

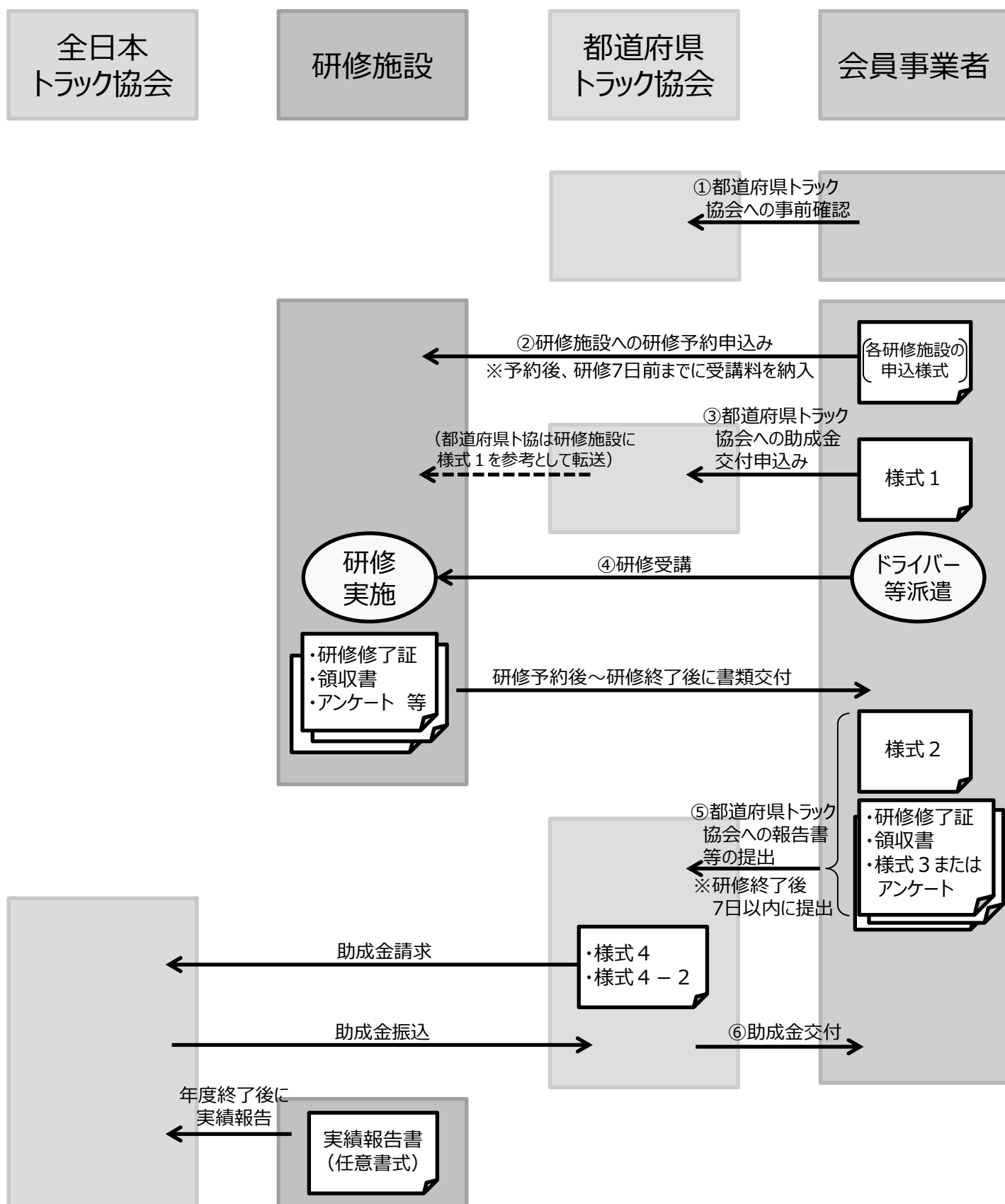
⑤都道府県トラック協会への報告書等の提出



ご所属の都道府県トラック協会に、研修終了後7日間以内に、実施報告書（様式2）及び添付書類（修了証、領収書等）をご提出ください。
（※研修施設で記入したアンケートがある場合、これを参加報告書（様式3）に代えることができます）

⑥都道府県トラック協会から助成金交付

手続きの流れ (図)



令和6年度EMS機器導入助成事業要領

令和6年4月1日
公益社団法人福島県トラック協会

1 助成の目的

この助成金は、公益社団法人福島県トラック協会（以下「協会」という。）の普通会员及び賛助会員（以下「会員」という。）がEMS機器を導入する場合の費用の一部を助成することで、その導入を促進し、もって、安全運転の励行と環境改善に役立てることを目的とする。

2 助成対象者

会員で、会費の未納が無いもの（ただし、新規普通会员の場合は、入会后6ヶ月以上経過し、会費の未納が無いもの）。

3 助成の対象となる機器

次の（1）～（2）の条件を満たす機器とする。

- （1）別紙「対象機器一覧表（EMS機器）」に記載された機器（協会のホームページで確認のこと）。
- （2）会員が、令和6年4月1日（ただし、新規会員の場合は入会日）から令和7年2月28日までの間に事業用貨物自動車に新たに導入した機器（中古品・レンタル品を除く。）。

4 助成件数

会員は、車両保有台数（令和6年度協会名簿台数とする。ただし、新規普通会员の場合は入会時の台数とする。）と同数まで（15台を上限）。

5 助成金額

- （1）機器1台の2分の1の額（千円未満切捨て、1台ごとに計算）とし、1台当たり40,000円を限度とする。
- （2）機器1台の内容は、機器本体・取付部品・メモリーカード等及び車に取り付ける際の費用（消費税等は除く。）をいう。

6 申請期間

令和6年4月1日から令和7年2月28日。ただし、予算額に達した場合、その時点で終了とする。

7 予算額 20,000,000円

8 助成金の申請手続

別紙の「令和6年度EMS・ドライブレコーダー機器導入助成事業実施報告書（助成金申請書）」に、必要な書類を添付して、協会宛に郵送等又は持参により提出する。

9 助成金の返還

- （1）協会は、次のいずれかに該当するときは、助成金の返還を命じることができる。
 - ア この要領その他協会が定める事項に違反したとき。
 - イ 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- （2）前項の規定により返還を命じられた会員については、協会が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

10 機器の処分制限

機器導入の日から起算して1年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、貸付又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ協会の承認を得た場合はこの限りではない。

11 その他

- (1) 導入方法は「機器購入」・「新車装着」、導入に当たっての支払方法は「買取り（一括、割賦）」・「リース」、のいずれの方法でもよい。
- (2) ドライブレコーダー機能を有した一体型機器を導入した場合、協会が行うドライブレコーダー助成金との併用は妨げない。

令和6年度ドライブレコーダー機器導入助成事業要領

令和6年4月1日
公益社団法人福島県トラック協会

1 助成の目的

この助成金は、公益社団法人福島県トラック協会（以下「協会」という。）の普通会员及び賛助会員（以下「会員」という。）がドライブレコーダー機器を導入する場合の費用の一部を助成することで、その導入を促進し、もって、安全運転の励行に役立てることを目的とする。

2 助成対象者

会員で、会費の未納が無いもの（ただし、新規普通会员の場合は、入会后6ヶ月以上経過し、会費の未納が無いもの）。

3 助成の対象となる機器

次の（1）～（2）の条件を満たす機器とする。

- （1） 別紙「対象機器一覧表（簡易型・標準型・運行管理連携型ドライブレコーダー機器）」に記載された機器（協会のホームページで確認のこと）。
- （2） 会員が、令和6年4月1日（ただし、新規会員の場合は入会日）から令和7年2月28日までの間に事業用貨物自動車に新たに導入した機器（中古品・レンタル品を除く。）。

4 助成件数

会員は、車両保有台数（令和6年度協会名簿台数とする。ただし、新規普通会员の場合は入会時の台数とする。）と同数まで（15台を上限）。

5 助成金額

- （1） 機器1台の2分の1の額（千円未満切捨て、1台ごとに計算）とし、1台当たりの上限額は下表のとおりとする。
- （2） 国の補助金申請との併用は妨げないが、国の補助金の交付を受けた際の上限額は下表のとおりとする。
- （3） 機器1台の内容は、機器本体・取付部品・メモリーカード等及び車に取り付ける際の費用（消費税等は除く。）をいう。

機器分類別助成金額表		
機器の分類	1台当たりの助成金上限額	
	国等の補助金を受けない場合の助成金額	国等の補助金を受ける場合の助成金額
簡易型	10,000円	
標準型	20,000円	
運行管理連携型	40,000円	20,000円

6 申請期間

令和6年4月1日から令和7年2月28日。ただし、予算額に達した場合、その時点で終了とする。

7 予算額 20,000,000円

8 助成金の申請手続

別紙の「令和6年度EMS・ドライブレコーダー機器導入助成事業実施報告書（助成金申請書）」に、必要な書類を添付して、協会宛に郵送等又は持参により提出する。

9 助成金の返還

(1) 協会は、次のいずれかに該当するときは、助成金の返還を命じることができる。

ア この要領その他協会が定める事項に違反したとき。

イ 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

(2) 前項の規定により返還を命じられた会員については、協会が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

10 機器の処分制限

機器導入の日から起算して1年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、貸付又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ協会の承認を得た場合はこの限りではない。

11 その他

(1) 導入方法は「機器購入」・「新車装着」、導入に当たっての支払方法は「買取り（一括、割賦）」・「リース」、のいずれの方法でもよい。

(2) EMS（デジタコ）機能を有した一体型機器を導入した場合、協会が行うEMS助成金との併用は妨げない。

令和6年度安全装置等導入助成事業要領

令和6年4月1日
公益社団法人福島県トラック協会

1 助成の目的

この助成金は、公益社団法人福島県トラック協会（以下「協会」という。）の普通会员及び賛助会員（以下「会員」という。）が安全装置等を導入する場合の費用の一部を助成することで、その導入を促進し、もって、交通事故防止を図ることを目的とする。

2 助成対象者

会員で、会費の未納が無いもの（ただし、新規普通会员の場合は、入会后6ヶ月以上経過し、会費の未納が無いもの）。

3 助成の対象となる装置

次の（１）～（５）の条件を満たす装置とする。

- （１） 別紙「対象装置一覧表（後方視野確認支援装置・側方視野確認支援装置・側方衝突監視警報装置・呼気吹き込み式アルコールインターロック・ＩＴ機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器）」に記載された装置（協会のホームページで確認のこと）及び車両総重量８ｔ以上の事業用貨物自動車（大型車）用トルク・レンチ（自立型トルク・レンチ、トルクセッター型インパクトレンチを含む。）。
- （２） 助成の対象となる取得価格には装置本体価格の他、部品や付属品等の費用を含むものとし、取付工賃や消費税は取得価格には含まない。
- （３） 会員が、令和6年4月1日（ただし、新規会員の場合は入会日）から令和7年2月28日までの間に事業用貨物自動車又は事業所に新たに導入した装置（中古品・レンタル品を除く。）。
- （４） 国からの補助金が交付されていない装置。
- （５） 下表「5 装置ごとの助成条件及び助成金額」に記載された装置ごとの助成条件を満たしている装置（後方視野確認支援装置、側方視野確認支援装置、側方衝突監視警報装置、呼気吹き込み式アルコールインターロック装置は後付けでの導入を対象とするが、後方視野確認支援装置においては新車に標準で装着された後方カメラが当該助成の対象装置となっている場合には、新車新規登録した車両に取り付けられたものも特例的に助成対象とする。）。

4 助成件数

会員は、車両保有台数（令和6年度協会名簿台数とする。ただし、新規普通会员の場合は入会時の台数とする。）と同数まで（トルク・レンチを除く各装置等を併せて15台を上限）とし、トルク・レンチについては、車両総重量８ｔ以上の事業用貨物自動車を保有する事業所に1台とする。

5 装置ごとの助成条件及び助成金額

装置の種類	助成条件	助成金額 (上限額)
後方視野確認支援装置	新たにモニター及び後方カメラを同時導入した場合であること	40,000円
	側方視野確認支援装置導入済み車両に新たに後方カメラを導入した場合であること	40,000円
	既に導入されていた当該装置の故障等により、代替としてモニター及び後方カメラを同時に買い換える場合、又はモニターか後方カメラのいずれかを買い換える場合であること	40,000円

装置の種類	助成条件	助成金額 (上限額)
側方視野確認支援装置	車両総重量 7.5 t 以上の事業用貨物自動車に新たにモニター及び左側方カメラを同時導入した場合であること	40,000円
	車両総重量 7.5 t 以上の事業用貨物自動車で後方視野確認支援装置導入済み車両に新たに左側方カメラを導入した場合であること	40,000円
	既に導入されていた当該装置の故障等により、代替としてモニター及び左側方カメラを同時に買い換える場合、又はモニターかカメラのいずれかを買い換える場合であること	40,000円
後方及び側方視野確認支援装置	新たにモニター、後方カメラ及び左側方カメラを同時導入した場合であること	50,000円
	既に導入されていた当該装置の故障等により、代替としてモニター、後方及び左側方カメラを同時に買い換える場合、又はモニターかカメラのいずれかを買い換える場合であること	40,000円
側方衝突監視警報装置	ア 車両総重量 7.5 t 以上の事業用貨物自動車の左側方の安全確保を目的として装着した装置を導入した場合であること イ トラクタ・トレーラに装着する場合は、トラクタの第5輪荷重が8.5 t 以上であること	120,000円
呼気吹込み式アルコールインテラーロック装置	—	40,000円
IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器	助成対象者が、安全性優良事業所(Gマーク認定事業所)であること	40,000円
トルク・レンチ(自立型トルク・レンチ、トルクセッター型インパクトレンチを含む)	ア 「600N・m」以上の締め付け能力を有すること(締め付け能力の確認はカタログ等で行う) イ 車両総重量 8 t 以上の事業用貨物自動車(大型車)を保有する事業所であること	70,000円

※トルク・レンチを除く装置の取得価格が助成金額の40,000円を下回る場合(後方及び側方視野確認支援装置の同時購入の場合は50,000円、側方衝突監視警報装置は120,000円)はその取得価格を助成金額とし、トルク・レンチについては、取得価格の2分の1の額(小数点以下の値が生じた場合、小数点以下の値は切り捨て)を助成金額とする。

6 申請期間

令和6年4月1日から令和7年2月28日。ただし、予算額に達した場合、その時点で終了とする。

7 予算額 16,500,000円

8 助成金の申請手続

別紙の「令和6年度安全装置等導入助成事業実施報告書(助成金申請書)」に、必要な書類を添付して、協会宛に郵送等又は持参等により提出する。

9 助成金の返還

- (1) 協会は、次のいずれかに該当するときは、助成金の返還を命じることができる。
 - ア この要領その他協会が定める事項に違反したとき。
 - イ 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 前項の規定により返還を命じられた会員については、協会が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

10 装置の処分制限

装置導入の日から起算して1年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ協会の承認を得た場合はこの限りではない。

11 その他

- (1) 導入方法は「装置購入」・「新車装着」、導入に当たっての支払方法は「買取り(一括、割賦)」・「リース」、のいずれの方法でもよい。
- (2) 別紙「対象装置一覧表」の後方視野確認支援装置及び側方視野確認支援装置の型式に記載されている型式の「*」印には任意の英数字が入り、「*」に任意の英数字が記載されていない装置については助成対象外とする。

令和6年度フォークリフト運転技能講習受講助成事業要領

令和6年4月1日
公益社団法人福島県トラック協会

1 助成の目的

この助成金は、陸上貨物運送事業労働災害防止協会福島県支部（以下「陸災防」という。）主催のフォークリフト運転技能講習（以下「技能講習」という。）を、公益社団法人福島県トラック協会（以下「協会」という。）の普通会员及び賛助会員（以下「会員」という。）の運転者が受講した場合、協会はその費用の一部を助成することとし、運転者の労働災害防止を図ることを目的とする。

2 助成対象者

会員で、会費の未納が無いもの（ただし、新規普通会员の場合は、入会后6カ月以上経過し、会費の未納が無いもの）。

3 助成の対象となる講習

会員の県内事業所（支店・営業所を含む）に勤務する運転者が令和6年4月1日（ただし、新規会員の場合は入会日）から令和7年2月28日までの間に受講した陸災防主催のフォークリフト運転技能講習

4 助成金額

受講者一人につき4,000円

5 申請期間

令和6年4月1日から令和7年2月28日。
ただし、予算額に達した場合、その時点で終了とする。

6 予算額 400,000円

7 助成金の申請手続

別紙の「フォークリフト運転技能講習受講助成金交付申請書」に必要な書類を添えて協会宛てに郵便等又は持参により提出する。

令和6年度準中型・中型・大型免許等取得助成事業要領

令和6年4月1日
公益社団法人福島県トラック協会

1 助成の目的

この助成金は、公益社団法人福島県トラック協会（以下「協会」という。）の普通会員及び賛助会員（以下「会員」という。）が直接雇用する従業員（福島県内の運送業務従事者に限る。）に「準中型免許（限定解除含む。）」「中型免許（限定解除含む。）」「大型免許」「けん引免許」を取得させるために支払った教習料の一部を助成し、雇用対策の一環としてドライバーの人材確保・育成に資することを目的とする。

2 助成対象者

会員で、会費の未納が無いもの（ただし、新規普通会員の場合は、入会后6カ月以上経過し、会費の未納が無いもの）。

3 助成の対象となる教習

指定教習所（県内38ヶ所）において取得させた「準中型免許（限定解除含む。）」「中型免許（限定解除含む。）」「大型免許」「けん引免許」とし、令和6年4月1日（ただし、新規会員の場合は入会日）から令和7年2月28日までの間に教習所に通い、取得した免許とする。

4 助成金額

準中型免許	1名	40,000円
中型免許	1名	75,000円
大型免許	1名	150,000円
けん引免許	1名	50,000円
準中型免許限定解除	1名	20,000円
中型免許限定解除	1名	30,000円

1会員あたり500,000円を上限額とする。

5 申請期間

令和6年4月1日から令和7年2月28日。
ただし、予算額に達した場合、その時点で終了とする。

6 予算額 20,000,000円

7 助成金の申請手続

別紙の「準中型・中型・大型免許等取得助成金交付申請書」に必要な書類を添えて協会宛てに郵便等又は持参により提出する。

8 注意事項

次の場合は、助成の対象とならないので注意すること。

- (1) 入社前に教習申込み、教習料の支払い又は免許を取得させた場合
- (2) AT限定解除、中型二種免許、大型二種免許又は大型特殊免許を取得させた場合
- (3) 国又は公共機関等から助成を受けた（受ける）場合
- (4) 支払い完了を証明する書類（領収書等）の写しが個人名の場合

準中型・中型・大型等取得助成事業 指定教習所一覧

令和6年4月1日現在

	医 療 機 関 名	住 所	電 話 番 号
県北地域	福島自動車学校	福島市町庭坂字原中2-51	024-591-1703
	北部日本自動車学校	伊達市原島95	024-583-3331
	マツキドライビングスクール 福島飯坂校	福島市飯坂町湯野字洞下1	024-542-1131
	保原自動車学校	伊達市保原町字泉町65	024-575-2224
	杉妻自動車学校	福島市清水町字東壇9	024-549-3331
	東亜自動車学校	福島市松川町浅川字御荷ヶ沢5	024-567-3231
	吾妻自動車教習所	福島市下野寺字遠原36-5	024-591-1825
県中地区	本宮自動車学校	安達郡大玉村大山字狐森18	0243-48-2218
	郡山自動車学校	郡山市田村町金屋字マセロ53	024-944-0440
	昭和ドライバースカレッジ	郡山市芳賀1丁目3-4	024-944-2326
	西部自動車学校	郡山市富田町稲川原40	024-932-1600
	富久山自動車教習所	郡山市富久山町福原字水穴1	024-922-8070
	田村自動車教習所	田村市船引町船引字山の内149-1	0247-82-0700
県南地区	白河自動車学校	白河市字五番丁川原101-5	0248-22-7171
	須賀川ドライビングスクール	岩瀬郡鏡石町蒲之沢町353	0248-73-4144
	石川自動車教習所	石川郡石川町字屋敷ノ入72	0247-26-2897
	棚倉自動車教習所	東白川郡棚倉町大字棚倉字日向前220-1	0247-33-2573
	県南自動車学校	白河市東釜子字古峯内98	0248-34-2565
	南部自動車学校	須賀川市北山寺町77番地	0248-75-2171
	南湖自動車学校	白河市白坂一里段6-236	0248-22-1177
	矢吹自動車教習所	西白河郡矢吹町小松358	0248-44-3280
会津地区	喜多方ドライビングスクール	喜多方市字大谷地8014-2	0241-22-0997
	会津中央自動車教習所	会津若松市米代2-5-41	0242-26-1344
	田島ドライビングスクール	南会津郡南会津町永田字堂前2239	0241-62-1152
	会津自動車学校	会津若松市神指町東城戸247	0242-24-0511
	会津平和自動車学校	河沼郡会津坂下町大字福原字長泥8	0242-83-1111
	扇町自動車学校	会津若松市一箕町亀賀字北柳原16	0242-22-3759
相双地域	原町自動車教習所	南相馬市原町区南町4-50	0244-23-2960
	富岡自動車学校 (休校中)	双葉郡富岡町大字大菅字川田195	0240-22-2470
	ふたば自動車学校	双葉郡浪江町大字高瀬字小高瀬迫198-3	0240-34-2535
	福島県東部自動車教習所	相馬市程田字潜石54-5	0244-35-2264
	原町自動車教習所	南相馬市原町区錦町1-27	0244-23-2539
いわき地域	常交自動車学校	いわき市内郷御殿町川向10	0246-26-3723
	平中央自動車学校	いわき市内郷小島町天ノ田15	0246-26-3429
	小名浜自動車学校	いわき市小名浜字富岡向147	0246-54-5210
	タイヘイドライバースクール	いわき市平塩字古川1-1	0246-23-3411
	福陽自動車教習所	いわき市錦町上川田19	0246-63-4553
	湯本自動車学校	いわき市常磐水野谷町千代鶴1-2	0246-43-7781

※ 詳細につきましては各教習所に直接ご確認ください。

令和6年度トラック運転者の健康診断受診助成事業要領

令和6年4月1日
公益社団法人福島県トラック協会

1 助成の目的

この助成金は、トラック運転者（以下「運転者」という。）の健康診断に対してその費用の一部を助成し、公益社団法人福島県トラック協会（以下「協会」という。）の普通会员及び賛助会員（以下「会員」という。）又は協会未加入事業者（以下「非会員」という。）が行う運転者の健康管理・健康起因による交通事故を防止する事を目的とする。

2 助成対象者

- (1) 会員で、会費の未納が無いもの（ただし、新規普通会员の場合は、入会后6カ月以上経過し、会費の未納が無いもの）。
- (2) 非会員は、Gマーク認定事業所であること。

3 助成の対象となる健康診断

会員又は非会員の県内事業所（支店・営業所を含む。）に勤務する運転者が受診する「定期健康診断」若しくは「雇入れ時健康診断（運転者として雇入れた場合に限る。）」又は「特定業務従事者（深夜業）健康診断」で、令和6年4月1日（ただし、新規会員の場合は入会日）から令和7年2月28日の間に受診したものとする。

4 助成件数

- (1) 会員は、車両保有台数（令和6年度協会名簿台数とする。ただし、新規会員の場合は入会時の台数とする。）×1.4倍まで（小数点以下切捨て）。
- (2) 非会員は、令和6年4月1日現在の車両保有台数×1.4倍まで（小数点以下切捨て）。

5 助成金額

- (1) 「定期健康診断」又は「雇入れ時健康診断」
 - (2) 「特定業務従事者（深夜業）健康診断」
- 運転者1人につき(1)・(2)何れも1,500円とし、それぞれ年1回までとする。
ただし、1,500円未満の場合はその額とする。

6 申請期間

令和6年4月1日から令和7年2月28日。
ただし、予算額に達した場合、その時点で終了とする。

7 予算額 14,000,000円

8 助成金の申請手続

別紙の「トラック運転者の健康診断受診助成金交付申請書」に必要な書類を添えて協会宛てに郵便等又は持参により提出する。この際、非会員は令和6年4月1日現在の車両保有台数を確認できる公的書類を添付する。

9 注意事項

運転者以外が健康診断を受けた場合は、助成の対象とならないので注意すること。

令和6年度血圧計導入助成事業要領

令和6年4月1日
公益社団法人福島県トラック協会

1 助成の目的

この助成金は、過労死や健康起因事故の原因となる脳・心臓疾患の要因である高血圧の予防に血圧測定が重要であることから、高機能な血圧計の導入を促進することによって乗務前点呼における血圧測定を推進することを目的とする。

2 助成対象者

次の（１）及び（２）の条件を満たすもの

（１）公益社団法人福島県トラック協会（以下「協会」という。）の普通会员及び賛助会員（以下「会員」という。）で、会費の未納が無いもの（ただし、新規普通会员の場合は、入会后6カ月以上経過し、会費の未納が無いもの）。

（２）中小企業事業者であること。

※ 中小企業事業者とは、中小企業庁の解釈により、以下のいずれかとする。

- ・資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社
- ・常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人

3 助成の対象となる血圧計

令和6年4月1日（ただし、新規会員の場合は入会日）から令和7年2月28日までの間に購入した管理医療機器かつ特定保守管理医療機器である全自動血圧計（業務用）とし、公益社団法人全日本トラック協会が別に定める基準を満たす機器とする（中古品及びリース導入を除く。）。

4 助成台数

1会員2台まで

5 助成金額

血圧計1台につき70,000円とする。

ただし、1台の価格が70,000円未満の場合はその額（消費税等は除く。）とし、プリンタ用紙などのオプション品や、連携ソフトの価格は含めない。

6 申請期間

令和6年4月1日から令和7年2月28日。

ただし、予算額に達した場合、その時点で終了とする。

7 予算額 700,000円

8 助成金の申請手続

別紙の「血圧計導入助成事業実施報告書（助成金申請書）」に必要な書類を添えて協会宛てに郵便等又は持参により提出する。

9 機器の処分制限

機器導入後6年を経過するまでの間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付け又は担保を行わないこと。

10 注意事項

国又は他の団体等から助成金を受けた（受ける）場合は助成の対象とならない。

令和6年度 女性用休憩施設等整備助成事業要領

令和6年4月1日
公益社団法人福島県トラック協会

1 助成の目的

この助成金は、公益社団法人福島県トラック協会（以下「協会」という。）の普通会员及び賛助会員（以下「会員」という。）が、女性及び高齢者の職場環境改善に向けて休憩施設等の増改築を行った場合、その費用の一部を助成することで女性及び高齢者が働きやすい職場づくりを推進することを目的とする。

2 助成対象者

会員で、会費の未納が無いもの（ただし、新規普通会员の場合は、入会后6カ月以上経過し、会費の未納が無いもの）。

3 助成の対象となる増改築工事費

次の（1）及び（2）の条件を満たす増改築工事費（以下「工事費」という。）

- （1） 女性従業員用の休憩室、更衣室、トイレ又は高齢者従業員用のトイレとして実施した増改築工事費のうち、協会が認めたもの。
- （2） 令和6年4月1日（ただし、新規会員の場合は入会日）から令和7年2月28日までの間に実施・支払が完了したもの。

4 助成件数

1会員あたり年度内1回（本社及び営業所を含む。）。

5 助成金額

工事費（消費税等は除く。）の2分の1の額（千円未満切捨て）又は300,000円のいずれか低い額とする。

6 予算額 1,500,000円

7 助成金の手続

（1） 事前申請

ア 会員が本助成金の交付を受けようとするときは、様式1「令和6年度女性用休憩施設等整備助成事業(事前)申請書（以下「申請書」という。）」に必要な書類を添付して、協会宛てに郵送等又は持参により提出する。

イ 事前申請期間

令和6年4月1日から令和7年2月7日。ただし、予算額に達した場合、その時点で終了とする。

（2） 交付決定

協会は、申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類を審査し、助成金を交付すべきものと認めたときは交付決定を行い、様式2「女性用休憩施設等整備助成事業交付決定通知書」により会員へ速やかに通知する。

（3） 実績報告書及び助成金の請求

ア 会員は、工事が終了し支払いが完了したときは、速やかに、様式3「令和6年度女性用休憩施設等整備助成事業実績報告書（以下「実績報告書」という。）」に必要な書類を添付して、協会宛てに郵送等又は持参により提出しなければならない。

イ 報告期限 令和7年2月28日。

(4) 助成金の交付

協会は、実績報告書の提出があったときは、速やかに審査し、その報告に係る事業の実施結果が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、会員に対して助成金を交付する。

8 財産処分の制限

会員は交付対象となった施設が3年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付等に供してはならない。ただし、あらかじめ協会の承認を得た場合はこの限りではない。

9 注意事項

備品等の購入費は対象外となるので、注意すること。

令和6年度アイドリングストップ支援機器導入助成事業要領

令和6年4月1日
公益社団法人福島県トラック協会

1 助成の目的

この助成金は、公益社団法人福島県トラック協会（以下「協会」という。）の普通会员及び賛助会員（以下「会員」という。）が、アイドリングストップ支援機器を導入する場合の費用の一部を助成することでその導入を促進し、もって、CO₂を始めとする温室効果ガスの削減及び省エネルギー対策の一環としてアイドリングストップの励行に役立てることを目的とする。

2 助成対象者

会員で、会費の未納が無いもの（ただし、新規普通会员の場合は、入会后6ヶ月以上経過し、会費の未納が無いもの）。

3 助成の対象となる機器

次の（１）～（２）の条件を満たす機器とする。

- （１） 別紙「対象機器一覧表」に記載された機器（協会のホームページで確認のこと）。
- （２） 会員が、令和6年4月1日（ただし、新規会員の場合は入会日）から令和7年2月28日までの間に事業用貨物自動車に新たに導入した機器（中古品・レンタル品を除く）。

4 助成件数

会員は、車両保有台数（令和6年度協会名簿台数とする。ただし、新規普通会员の場合は入会時の台数とする。）と同数までとし、各機器の上限数は次のとおりとする。

- （１） 電気式のマット又は毛布 30枚まで。
- （２） エア又は温水式ヒーター 3台まで。
- （３） 蓄冷式クーラー・車載バッテリー式冷房装置等 3台まで。

5 助成金額

- （１） 機器1台（枚）の2分の1の額（千円未満切捨て、1台（枚）毎に計算）とし、1台（枚）当たりの上限額は下表のとおりとする。
- （２） 機器1台（枚）の内容は、機器本体・取付部品等の費用（取付工賃、消費税等は除く。）をいう。

機器	助成金上限額
電気式のマット又は毛布	15,000円
エア又は温水式ヒーター	60,000円
蓄冷式クーラー（デンソー、日野、三菱、UD製）	50,000円
車載バッテリー式冷房装置等	60,000円

6 申請期間

令和6年4月1日から令和7年2月28日。ただし、予算額に達した場合、その時点で終了とする。

7 予算額 5,500,000円

8 助成金の申請手続

別紙の「令和6年度アイドリングストップ支援機器導入事業実施報告書（助成金申請書）」に、必要な書類を添付して、協会宛に郵送・持参等により提出する。

9 助成金の返還

- (1) 協会は、次のいずれかに該当するときは、助成金の返還を命じることができる。
 - ア この要領その他協会が定める事項に違反したとき。
 - イ 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 前項の規定により返還を命じられた会員については、協会が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

10 機器の処分制限

機器導入の日から起算して次に定める期間が経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ協会の承認を得た場合はこの限りではない。

- (1) エア又は温水式ヒーター、車載バッテリー式冷房装置 6年
- (2) その他の機器 1年

11 その他

導入方法は「機器購入」・「新車装着」、導入に当たっての支払方法は「買取り（一括、割賦）」・「リース」いずれの方法でもよい。

令和6年度ポスト新長期等規制適合車導入助成事業要領

令和6年4月1日
公益社団法人福島県トラック協会

1 助成の目的

この助成金は、貨物自動車運送業の用に供する低公害車の普及を促進することを目的とする。

2 助成対象者

公益社団法人福島県トラック協会の普通会員及び賛助会員（以下「会員」という。）で、会費の未納が無いもの（ただし、新規普通会員の場合は、入会后6ヵ月以上経過し、会費の未納が無いもの）。

3 助成の対象となる車両

次の（1）及び（2）の条件を満たす車両とする。

- （1）車両総重量3.5トン超であること。
- （2）自動車検査証記録事項の型式欄の上3桁が「小型・中型：2RG、2TG」、「大型：2PG、2RG、2TG」で始まる福島県内ナンバー（事業用）の車両で、令和6年4月1日（ただし、新規会員の場合は入会日）から令和7年2月28日までの間に導入・支払が完了した新車新規登録された車両であること。

4 助成台数

会員は、車両保有台数（令和6年度協会名簿台数とする。ただし、新規普通会員の場合は入会時の台数とする。）と同数まで（15台を上限）。

5 助成金額

車型区分（車両総重量）	助成額
小型（3.5t超～7.5t以下）	20,000円
中型（7.5t超～12t以下）	40,000円
大型（12t超）	60,000円

6 申請期間

令和6年4月1日から令和7年2月28日。
ただし、予算額に達した場合、その時点で終了とする。

7 予算額及び助成予定台数

23,000,000円 ※環境対応車導入助成事業を含む。

8 助成金の申請手続等

様式1「令和6年度ポスト新長期等規制適合車導入助成金交付申請書」に、必要な書類を添付して、協会宛てに郵送等又は持参により提出する。

9 留意事項

下記に該当するものは助成対象外となるので留意すること。

- （1）3月中に導入・支払した車両
- （2）中古車

令和6年度環境対応車導入促進助成事業要領

令和6年4月1日
公益社団法人福島県トラック協会

1 助成の目的

この助成金は、貨物自動車運送業の用に供する環境対応車の普及を促進することを目的とする。

2 助成対象者

公益社団法人福島県トラック協会(以下「協会」という。)の普通会員及び賛助会員(以下「会員」という。)で、会費の未納が無いもの(ただし、新規普通会員の場合は、入会后6ヵ月以上経過し、会費の未納が無いもの)。

3 助成台数

1会員5台まで。

4 予算額及び助成予定台数

8,000,000円(25台) ※ポスト新長期等規制適合車導入助成事業に含む。

5 助成の対象となる車両、助成金額、助成対象者の追加条件及び申請手続等

(1) 通常分

公益社団法人全日本トラック協会(以下「全ト協」という。)が定める「環境対応車導入促進助成金交付要綱」(以下「交付要綱」という。))、「令和6年度環境対応車導入促進助成事業実施要領」、「令和6年度環境対応車導入促進助成事業の手続き(買取り導入事業者用)」及び「令和6年度環境対応車導入促進助成事業の手続き(リース事業者用)」等並びに協会が定める「令和6年度環境対応車助成額等一覧」のとおりとする。ただし、令和7年2月28日までに「車両登録」及び「実績報告」の提出が完了する車両を対象とする。「環境対応車導入促進助成金交付申請書」(5枚複写)については協会から郵送等にて送付する。

(2) 令和5年度新規新車登録燃料電池自動車導入に係る特例分

令和5年度新規新車登録燃料電池自動車の導入に対して特例として次のとおり助成する。助成の対象となる車両、助成対象者の追加条件及び申請手続等々は、(1)に定める交付要綱等のほか、次に定めるとおりとする。

ア 助成の対象は、次の(ア)～(ウ)を全て満たす車両とする。

(ア) 車両総重量2.5トン超の貨物自動車運送事業の用に供する自動車であって、圧縮水素又は液体水素を燃料として、燃料電池スタック及び電動機を備えたもので、当該自動車に係る自動車検査証記録事項の燃料欄に当該自動車の燃料が燃料電池自動車と記載されていること。

(イ) 交付要綱附則第3条による読み替え後の交付要綱第5条第1項の当該助成金の交付を申請する日の属する会計年度の前年度の別に定める期間は、令和5年4月3日から令和6年3月29日とされたことから、令和5年4月3日から令和6年3月29日に車両の登録を行っていること。

(ウ) リースによる導入の場合はリース事業者が、買取りによる導入の場合は割賦による導入の場合を除いて事業者が、令和6年3月29日までに支払いを完了していること。

イ 助成対象者の追加条件

リースによる導入の場合は車両の使用者が、買取りによる導入の場合は車両の所有者が、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に掲げる中小企業者（資本金3億円以下又は従業員300人以下）の事業者であること。

ウ 助成金額は600,000円（全ト協300,000円、協会300,000円）とする。

エ 申請手続等

(ア) 交付要綱第6条第1項の別に定める交付申請書は、リースによる導入の場合、買取りによる導入の場合ともに、福ト協様式7の「交付申請書兼実績報告書兼助成金交付請求書」とする。

(イ) 交付申請受付期間は令和6年4月1日から令和6年12月13日とする。

※(1)～(2)に係る要綱等については、協会及び全ト協のホームページで確認すること。

6 協会の様式

全ト協が定める「令和6年度環境対応車導入促進助成事業実施要領」に規定する協会の様式は次のとおりとする。

- (1) 環境対応車導入促進助成事業実績報告書（リース）福ト協様式3-1
- (2) 環境対応車導入促進助成事業実績報告書兼助成金交付請求書（買取り）福ト協様式3-2
- (3) 環境対応車導入促進助成金請求書（リース事業者用）福ト協様式3-3
- (4) 環境対応車導入促進助成金交付申請変更届出書 福ト協様式4
- (5) 環境対応車導入促進助成金交付申請取下届出書 福ト協様式5
- (6) 環境対応車導入促進助成事業に係る財産処分等届出書 福ト協様式6
- (7) 交付申請書兼実績報告書兼助成金交付請求書 福ト協様式7

【全ト協ホームページ】

<https://jta.or.jp/member/shien/efv2024.html>

【協会ホームページ】

<http://fukutora.la37n.com/furtherance/>

当助成制度（5（2）令和5年度新規新車登録燃料電池自動車導入に係る特例分は除く。）は原則事前申請となりますので、申請の際は下記へご連絡ください。
（公社）福島県トラック協会 業務部 TEL：024-558-7755（音声ガイダンス1番）

令和6年度 環境対応車 助成額等一覧

助成対象車両		助成交付額(定額)		
		区分	全ト協	福ト協
天然ガス自動車	内燃機関の燃料として可燃性ガスを用いる自動車で、当該自動車に係る自動車検査証記録事項の燃料欄に当該自動車の燃料がLNGもしくはCNGと記載されているもの	車両総重量12トン超	100万円	—
		最大積載量4トン以上	45.9万円	45.9万円
		最大積載量4トン未満	12.2万円	12.2万円
ハイブリッド自動車	内燃機関を有する自動車で併せて電気又は蓄圧器に蓄えられた圧力を動力源として用いるものであり、かつ、当該自動車に係る自動車検査証記録事項の備考欄に当該自動車がハイブリッド車と記載されているもの	車両総重量12トン超	60万円	60万円
		最大積載量4トン以上	33.5万円	33.5万円
		最大積載量4トン未満	9.7万円	9.7万円
電気自動車(※助成対象事業者は中小企業に限る)	搭載された電池によって駆動される電動機を原動機とする自動車で、当該自動車に係る自動車検査証記録事項の燃料欄に当該自動車の燃料が重水と記載されているもの	車両総重量2.5トン超	30万円	30万円
燃料電池自動車(※助成対象事業者は中小企業に限る)	圧縮水素又は液体水素を燃料とし、燃料電池スタック及び電動機を備えたもので、当該自動車に係る自動車検査証記録事項の燃料欄に当該自動車の燃料が燃料電池自動車と記載されているもの	最大積載量4トン未満	30万円	30万円

※電気自動車及び燃料電池自動車については、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項第1号に掲げる中小企業者(資本金3億円以下又は従業員300人以下)の事業者であること。

令和6年度エコタイヤ導入助成(福島県エコタイヤ導入推進)事業要領

令和6年4月1日
公益社団法人福島県トラック協会

1 助成の目的

- (1) この助成金は、公益社団法人福島県トラック協会(以下「協会」という。)の普通会员及び賛助会員(以下「会員」という。)又は非会員がエコタイヤを購入する場合の費用の一部を助成することで、協会が行う環境問題対策の一環である省エネルギー対策をより効果的に推進することを目的とする。
- (2) 福島県「カーボンニュートラル推進事業」の福島県エコタイヤ導入推進事業として、貨物自動車のエコタイヤへの転換を支援することにより、運輸部門における二酸化炭素排出量の削減を図ることを目的とする。

2 助成対象者

- (1) 会員で、会費の未納が無いもの(ただし、新規普通会员の場合は、入会后6カ月以上経過し、会費の未納が無いもの)。
- (2) 会員又は非会員で、Gマーク認定事業所であるもの。

3 助成の対象

次の(1)～(3)を全て満たすタイヤとする。

- (1) 協会ホームページに掲載する「エコタイヤ対象商品一覧」に記載されたタイヤ。
- (2) 福島県内ナンバーの車両に新品で装着するタイヤ。
- (3) 令和6年4月1日(ただし、新規会員の場合は入会日)から令和7年2月28日までの間に契約・購入し、その費用の支払いが完了したタイヤ。リース契約、割賦契約で導入する場合は、装着初年度のみ対象とし、令和6年4月1日(ただし、新規会員の場合は入会日)から令和7年2月28日までの間に導入した本数に、その導入に要する費用総額に対する支払済金額の割合を乗じて得た本数(端数は四捨五入をする)までとする。

4 助成件数

1会員当たり車両保有台数(令和6年度協会名簿台数とする。ただし、新規普通会员の場合は入会時の車両保有台数とし、非会員は令和6年4月1日の車両保有台数とする。)の3分の2(端数は四捨五入をする。)×12本までとし300本を上限とする。

5 助成金額 エコタイヤ1本あたり2,000円とする。

6 申請期間

令和6年4月1日から令和7年2月28日。ただし、予算額に達した場合、その時点で終了とする。

7 予算額 40,000,000円

(内訳:運輸事業振興助成交付金 20,000,000円、福島県エコタイヤ導入推進事業補助金 20,000,000円)

8 助成金の申請手続

別紙の「令和6年度エコタイヤ導入助成(福島県エコタイヤ導入推進事業補助金)申請書」に、必要な書類を添付して、協会宛てに郵送・持参等により提出する。県内に複数の営業所がある場合、本社又は主管支店が取りまとめて提出する。

9 取得財産の管理

助成対象者は、本事業により取得し、又は効用の増加した財産については、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、助成金交付の目的に従って、その効率的な運営を図らなければならない。

10 この事業は「令和6年度福島特定原子力施設地域振興交付金」を活用しています。

令和6年度 中小企業大学校受講助成事業要領

令和6年4月1日
公益社団法人福島県トラック協会

1 助成の目的

この助成金は、公益社団法人福島県トラック協会（以下「協会」という。）の普通会员及び賛助会員（以下「会員」という。）の経営者・管理者等が、中小企業大学校の経営戦略等の講座を受講する場合、その受講料の一部を助成することにより、経営基盤のより一層の向上を図ることを目的とする。

2 助成対象者

会員で、会費の未納が無いもの（ただし、新規普通会员の場合は、入会后6カ月以上経過し、会費の未納が無いもの）。

3 助成の対象となる受講者

会員である法定中小企業者（資本金3億円以下又は常傭従業員300人以下）の経営者、後継者及び管理者とする。

なお、会員中小企業者をもって構成されるトラック運送事業に係る協同組織の経営者、管理者も対象とする。

4 助成の対象校・対象講座

別紙の対象校で、対象講座を令和6年4月1日から令和7年2月28日までに受講した場合。

5 助成金額

受講料の3分の2とする。

6 申請期間

令和6年4月1日から令和7年2月28日。ただし、予算額に達した場合、その時点で終了とする。

7 予算額 190,000円（受講者数10人とする。）

8 助成金の申請手続

(1) 受講の届出・承認

受講を希望する会員は、「受講承認申請書」（様式1の2）を協会へ提出する。（申請書提出後、協会は受講承認書を発行する。）

(2) 大学校への申込み

受講を希望する会員は、協会からの受講の承認があった後、受講しようとする学校に対して、受講申込みの手続きを行う。なお、同時に受講料を納入することになっている学校については、所定の受講料（全額）を直接納入する。

(3) 受講修了後の手続

会員は、受講者が所定期間を受講し「受講修了証書」の交付を受けたときは、速やかに「中小企業大学校講座受講修了通知書（請求書）」（様式2）を協会へ提出する。その際、「受講修了証書」の写し及び「振込金受取書」等の写しを添付する。

9 受講申込み後の変更又は中止

会員は、協会から受講承認を得た後、申込み事項を変更又は受講を中止した場合は、その旨、速やかに協会あてに届け出るものとする。

令和6年度グリーン経営認証取得・更新助成事業要領

令和6年4月1日
公益社団法人福島県トラック協会

1 助成の目的

この助成金は、公益社団法人福島県トラック協会（以下「協会」という。）の普通会员及び賛助会員（以下「会員」という。）が、公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団が実施するグリーン経営認証制度の認証登録を新規取得又は更新した場合に、その費用の一部を助成することにより、業務の効率化・環境の改善を図ることを目的とする。

2 助成対象者

会員で、会費の未納が無いもの（ただし、新規普通会员の場合は、入会后6カ月以上経過し、会費の未納が無いもの）。

3 助成の対象

会員の県内事業所（支店・営業所を含む。）が、令和6年4月1日から令和7年2月28日までの間にグリーン経営認証を新規取得又は更新した場合

4 助成件数

支店・営業所数にかかわらず、何れも年度内で1会員につき新規取得又は更新のどちらか1回限りとする。

5 助成金額

- | | |
|-------------|------------------|
| (1) 新規取得の場合 | 100,000円（消費税を除く） |
| (2) 更新の場合 | 50,000円（消費税を除く） |
- ただし、上記金額に満たない場合はその額とする。

6 申請期間

令和6年4月1日から令和7年2月28日。
ただし、予算額に達した場合、その時点で終了とする。

7 予算額 1,500,000円

8 助成金の申請手続

別紙の「グリーン経営認証取得・更新助成事業申請書」（以下「申請書」という。）に必要な書類を添えて協会宛てに郵便等又は持参により提出する。

近代化基金運営要領

公益社団法人福島県トラック協会

1 近代化基金の基本的な考え方等

(1) 近代化基金(以下「基金」という。)の運用に当たっては、運輸事業振興助成交付金(以下「交付金」という。)の趣旨を遵守し、資金運用の効率化、交付額の交付の是正、管理システムの合理化等を配慮し、トラック運送業界の公平な振興を図るものでなければならない。

そのため公益社団法人福島県トラック協会(以下「福ト協」という。)に交付された交付金の一部を基金に積立てし、融資を通じトラック運送事業の近代化・合理化をはかるとともに輸送力の増強を図り、地域経済の発展及び国民経済の安定に寄与するものとする。

(2) この要領は、近代化基金の設置及び管理に関する規程第7条に基づき、基金の管理・運営について定めることを目的とする。

2 基金の運営機構

(1) 基金の円滑な運営を行うために、交付金委員会(以下「委員会」という。)において必要な審議を行う。なお、委員会は、公益社団法人全日本トラック協会(以下「全ト協」という。)に設置される経営改善・情報化委員会と緊密な連携をとり運営されるものとする。

(2) 委員会に付託する任務は次のとおりとする。

- ① 基本運用に係る契約等の基本的事項に関する事項
- ② 設備資金、環境対応車等及びポスト新長期等規制適合車の導入に係る融資の資金枠決定に関する事項
- ③ 融資に係る公募要綱に関する事項
- ④ その他基金運用に付帯する一切の事項

3 基金業務の運営方法

(1) 融資業務については、トラック運送事業の公平な振興を図るために、福ト協の融資業務を含め全ト協が株式会社商工組合中央金庫(以下「商工中金」という。)と契約を締結するものとする。

(2) この制度による融資については、次に定めるところにより利子を補給するものとする。

- ① 原則、貸出期間1年以上の融資を対象とする。
- ② 毎事業年度1月の商工中金の長期プライムレートに3分の1を乗じた率(%の小数点第2位を四捨五入)を翌事業年度の利子補給率とする。ただし、長期プライムレートが大幅に変動した場合は、基金残高の状況等を踏まえ、別途検討する。

(注)平成29年度融資推薦分から本項の算式を適用し、それ以前の融資推薦分については推薦時の利子補給率を適用する。

(3) 福ト協は、毎事業年度の一定期日に所定の様式に基づいて、公募(融資推薦申込み。以下同じ。)を行うものとする。

(4) 公募の方法は、福ト協のホームページ等に公示するものとする。

(5) 福ト協は、貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第3条又は第35条の許可を受け

た貨物自動車運送事業者、その共同体及びその持株会社(傘下の貨物運送事業者に係る資金調達を行う者に限る。以下同じ)(以下「事業者」という。)からの融資申込みを受理した場合は、事業計画の適格性等を検討し、妥当と判断されたもののうち福ト協の融資枠の範囲内において推薦決定を行い申込者に通知するものとする。

- (6) 福ト協において融資推薦決定した場合は、所定の様式に基づいて商工中金本・支店に報告するものとする。
- (7) 融資を受けようとする事業者は、福ト協の推薦決定通知書写を添付し、最寄りの商工中金本・支店又は商工中金の代理店(以下「商工中金等」という。)に対し借入申込みをするものとする。
- (8) 商工中金等は、独自の立場で借入申込み案件を審査し、その結果を福ト協及び申込者に対し速やかに報告するものとする。

4 基金の管理

- (1) 基金は、商工中金に預託し、会長がこれを管理するものとする。
- (2) 基金は、商工中金における商工債券・定期預金等の固定性預金、当座預金、普通預金に預託するものとする。

5 基金による設備資金の融資

- (1) この制度の対象者は、福ト協の会員(入会后1年以上経過し、会費の未納が無いものに限る。)で商工中金等と取引資格を有するもの、その共同体及びその持株会社(以下「助成対象者」という。)とする。
- (2) 融資推薦決定の通知を受けた助成対象者は、直ちに最寄りの商工中金等に所定の様式に基づいて借入れ手続きをとるものとする。
- (3) この制度の対象事業は、次に定めるものとする。
 - ① トラックターミナル・配送センター等の物流施設の整備に要する資金
 - ② 福利厚生施設の整備に要する資金
 - ③ 荷役機械・車両等の購入(代替を含む)及び車両の改造に要する資金
- (4) この制度の融資条件は、次に定めるものとする。
 - ① 融資限度は、トラック運送事業の公平な振興を図るとともに機会の均等を図ることを目的として次のとおり定めるものとする。
 - ア 個別企業体の場合 最高限度額を3千5百万円とする。
 - イ 共同体の場合 最高限度額を7千万円とする。
 - ② 再融資の制限として、助成対象者が再度この融資制度の適用を受けようとする場合は、既往の借入金が当初の約定に基づき正常な形で償還が実行されているものに限る。
 - ③ この制度による借入金に対する利率は、商工中金の所定利率によるものとする。
 - ④ 償還期間は10年以内とする。ただし、融資対象物件の法定耐用年数が10年未満の場合については、原則、法定耐用年数以内とする。
 - ⑤ 償還金の据置期間は、償還期間のうち6ヶ月以内とする。
 - ⑥ 担保及び保証人は商工中金等の定めるところによる。また、福ト協においては債務保証を行わないものとする。

- (5) 元金及び利息等の支払が遅延することによって発生する延滞利息の支払い責任は、次に定めるところによる。
- ① 元金の返済に係るものについては、商工中金等の借入金約定により借入者が負担するものとする。
 - ② 福ト協が利子補給によって支払いすべき利息が遅延することによって発生する利息は、借入者が負担する利息の延滞分も含めて、福ト協が支払いの責任を負うものとする。
 - ③ 助成対象者の都合により遅延した場合における福ト協の利子補給額を含めた延滞利息については、借入者が支払責任を負うものとする。
- (6) 利子補給の制約は、次に定めるところによる。
- ① 借入者(転貸方式により借入れた助成対象者を含む。)が、正常な取引を維持することが困難(例えば銀行取引の停止、倒産、破産、営業権の譲渡、会員の資格を失った時及び正常な会員の義務を果たさない場合等)であると判断されるときは、福ト協は利子補給を打ち切るものとする。
 - ② 借入者(転貸方式により借入れた助成対象者を含む。)が、正当な事由がなく推薦決定を受けた事業計画と異なるものに転用した場合は、利子補給を打ち切ると同時に、既往の利子補給分返還を求めるものとする。
なお、既往の利子補給分の返還を命じられた助成対象者については、福ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。
 - ③ 福ト協は、本要領の主旨に照らし利子補給を継続することが適当でないと判断した場合又は次のア、イのいずれかに該当するときは、利子補給の打ち切り及び既に交付した利子補給分の全部若しくは一部の返還を命じることができる。
ア この要領その他福ト協が定める事項に違反したとき
イ 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき
 - ④ 上記②又は③の規定により返還を命じられた助成対象者については、福ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。
- (7) 融資推薦にかかる一連の書式(融資推薦申込書・融資推薦書・事業計画書等)については、別途定めるものとする。
- (8) 資本金10億円以上の会社又は株式市場一部上場会社及びこれらの会社が過半数の株式を占有する会社に対する融資については、委員会が指定する金融機関に基金を預託替えし、当該金融機関を窓口として、本領領と全く同じ融資条件により融資を行うものとする。

6 環境対応車及び省エネ関連機器導入に係る融資

- (1) 環境対応車(天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、電気自動車及び燃料電池自動車)の導入及び省エネ関連機器(EMS及びドライブレコーダー等)の導入に伴う融資に対して行う利子補給については、上記「4 基金業務の運営方法」及び「5 基金による設備資金の融資」の規定にかかわらず、融資対象者、融資対象事業、融資限度及び償還期間等については、次のとおりとする。

① 融資対象者 福ト協の会員(入会后1年以上経過し、会費の未納が無いものに限る。)で商
工中金等と取引資格を有するものとする。

② 融資対象事業

ア 環境対応車

全ト協及び福ト協の導入促進助成事業対象となる天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、電
気自動車及び燃料電池自動車をいう。

イ 省エネ関連機器

全ト協と福ト協の導入促進助成事業対象となるEMS及びドライブレコーダー等をいう。

③ 融資限度 1助成対象者当たり3千5百万円

④ 償還期間 5年以内(据置期間6ヶ月を含む)

⑤ 添付書類

②の環境対応車(天然ガス自動車、ハイブリッド自動車及び電気自動車、電気自動車及び燃
料電池自動車)に適合する自動車検査証記録事項(写)又は省エネ関連機器の売買契約書
(写)を添付すること。

7 ポスト新長期等規制適合車導入に係る融資

(1) ポスト新長期等規制適合車又は平成28年排出ガス規制適合車の導入(増車を含む。)に係る
融資の利子補給については、上記「4 基金業務の運営方法」及び「5 基金による設備資金の
融資」の規定にかかわらず、融資対象者、融資対象事業、融資限度及び償還期間等につい
ては、次のとおりとする。

① 融資対象者 福ト協の会員(入会后1年以上経過し、会費の未納が無いものに限る。)で商
工中金等と取引資格を有するものとする。

② 融資対象事業

ア ポスト新長期規制適合車

「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示」(平成20年
3月25日国土交通省告示第348号)による改正後の「道路運送車両の保安基準の細目を
定める告示」(平成14年7月15日国土交通省告示第619号)に定める排出基準に適合す
る事業用貨物自動車をいう。

イ 平成28年排出ガス規制適合車

「道路運送車両の保安基準」「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」等の一
部を改正する告示(平成27年7月1日)による改正後の「道路運送車両の保安基準の細
目を定める告示」(平成14年7月15日国土交通省告示619号)に定める排出基準値に
適合する事業用貨物自動車をいう。

③ 融資限度 1助成対象者当たり7千万円とする。

④ 償還期間 5年以内(据置期間6ヶ月を含む)とする。

⑤ 添付書類

②のポスト新長期等規制適合車又は平成28年排出ガス規制適合車に適合する自動車検査
証記録事項(写)を添付すること。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

昭和52年	2月15日	仙台陸運局長に承認申請
昭和52年	5月11日	仙陸自貨第260号にて承認
昭和59年	3月19日	仙台陸運局長に一部改正承認申請
昭和59年	3月30日	仙陸自貨第233号にて承認
昭和61年	6月11日	東北運輸局長に一部改正承認申請
昭和61年	6月25日	東北自貨第377号にて承認
昭和62年	3月18日	東北運輸局長に一部改正承認申請
昭和62年	4月 7日	東北自貨第220号にて承認
平成 5年	6月 3日	東北運輸局長に一部改正承認申請
平成 5年	6月24日	東北自貨第371号にて承認
平成 6年	3月 2日	東北運輸局長に一部改正承認申請
平成 6年	3月 8日	東北自貨第116号にて承認
平成 8年	3月14日	東北運輸局長に一部改正承認申請
平成 8年	3月28日	東北自貨第214号にて承認
平成10年	2月 2日	東北運輸局長に一部改正承認申請
平成10年	3月 3日	東北自貨第67号にて承認
平成12年	6月 5日	東北運輸局長に一部改正承認申請
平成12年	6月15日	東北自貨第336号にて承認
平成14年	11月 7日	東北運輸局長に一部改正承認申請
平成14年	11月12日	東自貨第367号にて承認
平成15年	12月18日	東北運輸局長に一部改正承認申請
平成15年	12月26日	東自貨第418号にて承認
平成16年	6月25日	東北運輸局長に一部改正承認申請
平成16年	7月 1日	東自貨第156号にて承認
平成21年	3月26日	東北運輸局長に一部改正承認申請
平成21年	3月31日	東自貨第607号にて承認
平成23年	5月25日	東北運輸局長に一部改正承認申請
平成23年	6月 1日	東自貨第63号にて承認
平成24年	4月 1日	一部改正
平成25年	4月 1日	一部改正
平成27年	4月 1日	一部改正
平成29年	4月 1日	一部改正
平成30年	4月 1日	一部改正
令和 4年	4月 1日	一部改正

令和6年度 信用保証料に対する助成事業要領

令和6年4月1日
公益社団法人福島県トラック協会

1 助成の目的

この助成金は、公益社団法人福島県トラック協会（以下「協会」という。）の普通会员及び賛助会員（以下「会員」という。）が、環境問題や交通安全対策への対応のための運転資金等の調達に苦慮している実状に鑑み、その支援策として、会員が金融機関から借り入れする際、福島県信用保証協会（以下「保証協会」という。）の保証料を支払った場合に、その保証料の一部を助成することにより、事業の円滑化を図ることを目的とする。

2 助成対象者

会員で、会費の未納が無いもの（ただし、新規普通会员の場合は、入会后6カ月以上経過し、会費の未納が無いもの）。

3 助成の対象となる保証料

令和6年4月1日から令和7年2月28日までの融資実行分にかかる保証協会の保証料（以下「保証料」という。）で、次に掲げるもの。

- (1) 運転資金の融資にかかる保証料
- (2) 設備資金の融資にかかる保証料

4 助成金額

保証料（公的機関より助成がある場合は、その額を差し引いた保証料）の額が5万円までは全額、5万円を超えるときは超えた額の2分の1に5万円を加えた額（年度内10万円限度）とする。

5 申請期間

令和6年4月1日から令和7年2月28日。ただし、予算額に達した場合、その時点で終了とする。

6 予算額 1,500,000円

7 助成金の申請手続

保証協会に保証料を支払った場合、別紙「信用保証料助成申請書」に、必要な書類を添付して、協会宛てに郵送等又は持参により提出する。

8 助成金の交付

協会は、申請内容を精査し、予算の範囲内で当該助成金を確定し申請者に交付する。

9 助成金の返納

融資の繰上償還等を行い、保証料の返還を受けた場合は、その日から14日以内に協会に申告し、返還額に相当する助成金を返納しなければならない。

10 注意事項

保証料が分割払の場合、申請1回で終了とする。

令和6年度セーフティネット保証等融資にかかる

信用保証料に対する助成事業要領

令和6年4月1日
公益社団法人福島県トラック協会

1 助成の目的

この助成金は、公益社団法人福島県トラック協会（以下「協会」という。）の普通会员及び賛助会員（以下「会員」という。）が、国が定めるセーフティネット保証を受けた融資等にかかる福島県信用保証協会（以下「保証協会」という。）の保証料を支払った場合に、その保証料の一部を助成することにより、経営の安定に資することを目的とする。

2 助成対象者

会員で、会費の未納が無いもの（ただし、新規普通会员の場合は、入会后6カ月以上経過し、会費の未納が無いもの）。

3 助成の対象となる保証料

令和6年4月1日から令和7年2月28日までの融資実行分にかかる保証協会の保証料（以下「保証料」という。）で、次に掲げるもの。

- (1) 国が定めるセーフティネット保証（中小企業信用保険法第2条第5項第1号～第8号及び同条第6項「危機関連保証」）を受けた融資にかかる保証料
- (2) 国が定める「災害関係保証」（「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第12条」）及び「東日本大震災復興緊急保証」（「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第128条」）に規定する保証を受けた融資にかかる保証料
- (3) 原油・原材料価格の変動、景況悪化又は東日本大震災に伴う資金繰り支援等を目的とした福島県が定めるセーフティネット制度及び緊急経済対策資金等融資にかかる保証料

4 助成金額

保証料（公的機関より助成がある場合は、その額を差し引いた保証料）の額が10万円までは全額、10万円を超えるときは超えた額の2分の1に10万円を加えた額（年度内20万円限度）とする。

ただし、「災害関係保証」又は「東日本大震災復興緊急保証」を受けた融資にかかる保証料に対する助成金の限度額は、1会員当たり40万円とする。

5 申請期間

令和6年4月1日から令和7年2月28日。ただし、予算額に達した場合、その時点で終了とする。

6 予算額 4,000,000円

7 助成金の申請手続

保証協会に保証料を支払った場合、別紙「セーフティネット保証等融資にかかる信用保証協会保証料助成申請書」に、必要な書類を添付して、協会宛てに郵送等又は持参により提出する。

8 助成金の交付

協会は、申請内容を精査し、予算の範囲内で当該助成金を確定し申請者に交付する。

9 助成金の返納

融資の繰上償還等を行い、保証料の返還を受けた場合は、その日から14日以内に協会に申告し、返還額に相当する助成金を返納しなければならない。

10 注意事項

- (1) 「福島県信用保証協会利用の信用保証料助成要領」(以下「一般保証」という。)による助成を受けた場合でも、本助成金を別枠で受けることができる。
- (2) 本助成金により限度額まで助成を受けた後、再度、本助成金の交付対象となる融資を受けた場合の保証料は、一般保証より助成を受けることはできない。
- (3) 保証料が分割払の場合、申請1回で終了とする。

令和6年度セーフティネット保証等融資にかかる

利子に対する助成事業要領

令和6年4月1日

公益社団法人福島県トラック協会

1 助成の目的

この助成金は、公益社団法人福島県トラック協会（以下「協会」という。）の普通会员及び賛助会員（以下「会員」という。）が、「令和6年度セーフティネット保証等融資にかかる信用保証料に対する助成事業要領」に基づき協会の保証料の助成を受け、融資にかかる借入（支払）利子を支払った場合に、その一部を助成することにより、経営の安定に資することを目的とする。

2 助成対象者

会員で、会費の未納が無いもの（ただし、新規普通会员の場合は、入会后6カ月以上経過し、会費の未納が無いもの）。

3 助成の対象となる利子

「令和6年度セーフティネット保証等融資にかかる信用保証料に対する助成事業要領」に基づき協会の保証料の助成を受けた融資に対して支払った利子とし、融資日から3年間とする。

ただし、市町村より利子助成がある場合、その期間は助成しない。

4 助成利率

0.8%とする。

ただし、借入（支払）利率が助成利率を下回る場合は、借入（支払）利率と同率とする。

5 申請期間

令和6年4月1日から令和7年2月28日。ただし、予算額に達した場合、その時点で終了とする。

6 予算額 7,000,000円

7 助成金の申請手続

金融機関に利子を支払った場合、別紙「セーフティネット保証等融資にかかる利子助成申請書」に、必要な書類を添付して、原則として、6カ月毎に協会宛て郵送・持参等により提出する。

8 助成金の交付

協会は、申請内容を精査し、予算の範囲内で当該助成金を確定し申請者に交付する。

令和6年度運行管理者講習(一般・基礎)受講助成事業要領

令和6年4月1日

公益社団法人福島県トラック協会

1 助成の目的

この助成金は、公益社団法人福島県トラック協会(以下「協会」という。)の普通会員及び賛助会員(以下「会員」という。)又は協会未加入事業者(以下「非会員」という。)の従業員が、指定講習実施機関の行う運行管理者講習(一般・基礎)を受講した場合、受講料の一部を助成することによって、運行管理者の資質向上を図ることを目的とする。

2 助成対象者

(1) 一般講習

- ア 会員 会費の未納が無いもの
- イ 非会員 Gマーク認定事業所であること

(2) 基礎講習

- 会員 会費の未納が無いもの

3 助成対象・件数・金額

	助成対象	助成件数	助成金額
一般講習	(1)～(3)の条件を満たす講習 (1)福島県内事業所に従事している者で、かつ、運行管理者として選任された者が受講する一般講習。 (2)指定講習実施機関に事前予約済みの一般講習。 (3)令和6年4月1日から令和7年2月28日まで受講したもの。	会員・非会員ともに、運行管理者として選任されている人数を上限とする。	1人 1,500円
基礎講習	(1)～(3)の条件を満たす講習 (1)福島県内事業所に従事している者が受講する基礎講習。 (2)指定講習実施機関に事前予約済みの基礎講習。 (3)令和6年4月1日から令和7年2月28日まで受講したもの。	会員は、車両保有台数(令和6年度協会名簿台数とする。ただし、新規普通会员の場合は入会時の車両保有台数とする。)の1割(端数は切上げ)を上限とする。 非会員は、令和6年4月1日現在の車両保有台数の1割(端数は切上げ)を上限とする。	1人 5,000円

4 指定講習実施機関

- (1)自動車事故対策機構 福島支所 電話 024-522-6626
- (2)富久山自動車教習所 附属交通安全研究所 電話 024-955-6131
- (3)平中央自動車学校 電話 0246-26-3429

(4)南湖自動車学校	電話 0248-22-1177
(5)保原自動車学校	電話 024-575-2224
(6)ヤマト・スタッフ・サプライ	電話 022-706-1487
(7)扇町自動車学校	電話 0242-22-3759

5 申請期間

令和6年4月1日から令和7年2月28日。ただし、予算額に達した場合、その時点で終了とする。

6 予算額 3,500,000円

7 助成金の申請手続

電子申請とする。協会ホームページより申請申込を行い、運行管理者講習受講助成票(以下「助成票」という。)を印刷する。運行管理者講習を受講する際に助成票を講習実施機関に提出する。

運行管理者講習 講習受講 助成票マニュアル

令和4年4月1日より電子申請となります。

①福島県トラック協会HPの「助成金・補助事業」ボタンをクリックして下さい。

②希望する助成票をクリックして下さい。
 (※ページデザイン、表記は一部変更となる場合があります)

③申請に必要な項目を全て入力して下さい。

④チェックボックスにチェックを入れて下さい。

⑤「申し込み確認」ボタンをクリックして下さい。

⑥確認ページが表示されます。申請内容に間違いがないか内容を確認し、「申し込む」ボタンをクリックして下さい。
 内容を変更する場合は「戻る」ボタンをクリックして下さい。

⑦「運行管理者講習 助成票をダウンロードする」ボタンをクリックして下さい。

⑧ダウンロードした助成票を印刷して下さい。

印刷した助成票に間違いがあった場合は訂正印を押して修正して下さい。ただし、講習種類を間違えた場合は再申請となりますのでご注意ください。

